

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第34号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 本庁	第2章 本庁
第1節 部局等（第5条— <u>第14条</u> ）	第1節 部局等（第5条— <u>第13条</u> ）
第2節 出納局（ <u>第15条—第17条</u> ）	第2節 出納局（ <u>第14条・第15条</u> ）
第3章 出先機関	第3章 出先機関
第1節 通則（ <u>第18条・第19条</u> ）	第1節 通則（ <u>第16条・第17条</u> ）
第2節 <u>広域振興局等</u>	第2節 <u>広域振興局</u>
第1款 名称、位置及び所管区域（ <u>第20条</u> ）	第1款 名称、位置及び所管区域（ <u>第18条</u> ）
第2款 <u>広域振興局</u>	第2款 <u>部等及びその分掌事務（第19条—第28条）</u>
第1目 <u>部等及びその分掌事務（第20条の2—第20条の9）</u>	
第2目 <u>総合支局（第20条の10—第20条の15）</u>	
第3款 <u>地方振興局</u>	
第1目 <u>部等及びその分掌事務（第21条—第32条）</u>	
第2目 <u>林務事務所（第33条・第34条）</u>	
第3目 <u>土木事務所（第35条・第36条）</u>	
第3節 <u>広域振興局等以外の出先機関</u>	第3節 <u>広域振興局以外の出先機関</u>
第1款 <u>環境生活部に属する出先機関（第37条—第40条）</u>	第1款 <u>総務部に属する出先機関（第29条—第31条）</u>
第2款 <u>保健福祉部に属する出先機関（第41条—第55条）</u>	第2款 <u>環境生活部に属する出先機関（第32条—第35条）</u>
第3款 <u>商工労働観光部に属する出先機関（第56条—第62条）</u>	第3款 <u>保健福祉部に属する出先機関（第36条—第46条）</u>
第4款 <u>農林水産部に属する出先機関（第63条—第78条）</u>	第4款 <u>商工労働観光部に属する出先機関（第47条—第55条）</u>
第5款 <u>県土整備部に属する出先機関（第79条—第81条）</u>	第5款 <u>農林水産部に属する出先機関（第56条—第71条）</u>
第6款 <u>総務部に属する出先機関（第82条—第90条）</u>	第6款 <u>県土整備部に属する出先機関（第72条—第74条）</u>
第4節 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設（ <u>第91条</u> ）	第4節 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設（ <u>第75条</u> ）
第3章の2 本庁及び出先機関以外の機関（ <u>第92条</u> ）	第4章 本庁及び出先機関以外の機関（ <u>第76条</u> ）
第4章 附属機関（ <u>第93条</u> ）	第5章 附属機関（ <u>第77条</u> ）

第5章 職及び職務（第94条・第95条）

附則

（部局等）

第5条 部局等は、次のとおりである。

（1） 総合政策部

（2） 地域振興部

（3） [略]

（4） [略]

（5） [略]

（6） [略]

（7） [略]

（8） 総務部

（総合政策部の分課及びその分掌事務）

第6条 総合政策部に次の課を置く。

（1） 政策推進課

（2） [略]

（3） 調査統計課

（4） [略]

（5） 国体推進課

2 政策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

調整担当、管理担当及び政策担当の分掌事務

（1） 施策の推進に関する他部局の主管に属しないこと。

調整担当及び管理担当の分掌事務

（1） 部の総括に関すること。

（2） 部内各課及び監の連絡に関すること。

（3） 部内他課の主管に属しないこと。

調整担当の分掌事務

（1） 県行政の総合的な政策の調整に関すること。

（2） 他の都道府県との連携に関すること。

（3） 地方分権の推進の総合的な企画及び調整に関すること

。

管理担当の分掌事務

（1） 部内の事務管理、人事、予算、経理及び物品の管理に関すること。

政策担当の分掌事務

（1） 県行政の総合的な政策の立案及び推進に関すること。

（2） 県総合計画の進行管理に関すること。

（3） 他部局の企画立案の支援に関すること。

（4） 総合計画審議会に関すること。

評価担当の分掌事務

第6章 職及び職務（第78条・第79条）

附則

（部局等）

第5条 部局等は、次のとおりである。

（1） 秘書広報室

（2） 総務部

（3） 政策地域部

（4） [略]

（5） [略]

（6） [略]

（7） [略]

（8） [略]

（秘書広報室の分課及びその分掌事務）

第6条 秘書広報室に次の課を置く。

（1） [略]

（2） [略]

(1) 政策の評価に関すること。

(2) 政策評価委員会に関すること。

3 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 皇室に関すること。

(2) 庁中の儀式に関すること。

(3) [略]

(4) 庁議に関すること。

4 調査統計課の分掌事務は、次のとおりとする。

調査担当及び統計担当の分掌事務

(1) 統計資料の刊行及び整備に関すること。

調査担当の分掌事務

(1) 調査統計に関すること（他の室、課又は所（以下「他課等」という。）の主管に属するものを除く。）。

(2) 統計情報の管理に関すること。

(3) 統計の普及・啓発に関すること。

(4) 課内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること。

(5) 政策推進上必要な調査分析に関すること。

統計担当の分掌事務

(1) 生活統計に関すること。

(2) 経済統計に関すること。

5 広聴広報課の分掌事務は、次のとおりとする。

広聴広報担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 公益通報者の保護に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

情報公開担当の分掌事務

(1) 情報公開の総合的な調整に関すること。

(2) 個人情報保護の総合的な調整に関すること。

2 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。

秘書担当の分掌事務

(1) [略]

管理担当の分掌事務

(1) 皇室に関すること。

(2) 庁中の儀式に関すること。

(3) 庁議に関すること。

(4) 知事の資産等の公開に関すること。

(5) 室の総括に関すること。

(6) 室内の事務管理、人事、予算、経理及び物品の管理に関すること。

(7) 室内各課及び監の連絡に関すること。

(8) 室内他課の主管に属しないこと。

3 広聴広報課の分掌事務は、次のとおりとする。

広聴広報担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 公益通報者の保護に関すること（他の室、課又は所（以下「他課等」という。）の主管に属するものを除く。）

。

(3) 知事の資産等の公開に関すること。

(4) 情報公開審査会、個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会に関すること。

報道担当の分掌事務

(1) [略]

6 国体推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務担当の分掌事務

(1) 第71回国民体育大会（以下「国体」という。）の開催準備に関すること。

施設担当の分掌事務

(1) 国体の競技施設に関すること。

(2) 国体の競技運営に関すること。

7 次の事務を処理するため、総合政策部に政策調査担当を置く。

政策調査担当の分掌事務

(1) 政策の調査及び情報収集に関すること。

報道担当の分掌事務

(1) [略]

4 次の事務を処理するため、秘書広報室に調査担当を置く。

調査担当の分掌事務

(1) 県政の調査及び情報収集に関すること。

(総務部の分課等及びその分掌事務)

第7条 総務部に次の室、課及び所（以下この条において「室課等」という。）を置く。

(1) 総務室

(2) 人事課

(3) 予算調製課

(4) 法務学事課

(5) 税務課

(6) 管財課

(7) 総合防災室

(8) 総務事務センター

2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1) 部の総括に関すること。

(2) 部内の事務管理、人事、予算、経理及び物品の管理に関すること。

(3) 室内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること。

(4) 岩手県公会堂の管理に関すること。

(5) 東京事務所、北海道事務所（商工企画室の主管に属するものを除く。）及び消防学校に関すること。

(6) 公立大学法人岩手県立大学に関すること。

(7) 部内各室課等の連絡に関すること。

(8) 部内他室課等の主管に属しないこと。

入札担当の分掌事務

- (1) 県営建設工事の請負契約の制度に関すること。
- (2) 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の資格に限る。）及び指名並びに入札に関すること。
- (3) 岩手県建設工事管理情報システムに関すること。
- (4) 県営建設工事に関する事務の連絡調整に関すること。
- (5) 県営建設工事入札契約適正化委員会に関すること。

### 3 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

#### 給与人事担当の分掌事務

- (1) 人事管理に関する制度の企画に関すること。
- (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (3) 職員団体及び労働組合に関すること。
- (4) 職員の任免に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (5) 分限、懲戒及び服務に関すること。
- (6) 県営企業に勤務する主要な職員の任免の同意に関すること。
- (7) 叙位、叙勲及び褒章（他課等の主管に属するものを除く。）並びに知事表彰に関すること。
- (8) 職員委員会、特別職報酬等審議会及び公務災害補償等審査会に関すること。

#### 組織行革担当の分掌事務

- (1) 行政組織に関すること。
- (2) 定数及び職制に関すること。
- (3) 事務の委任及び代決専決に関すること。
- (4) 職員の能力開発に関すること。
- (5) 行財政改革及び事務の適正化その他行政経営の企画及び調整並びに推進に関すること。
- (6) 外部監査契約に基づく監査に関すること。
- (7) 地方独立行政法人評価委員会に関すること。

### 4 予算調製課の分掌事務は、次のとおりとする。

#### 調査担当の分掌事務

- (1) 県議会に関すること。
- (2) 財政調整に関すること。
- (3) 財政調査に関すること。
- (4) 県の地方交付税に関すること。
- (5) 県債に関すること。
- (6) 自治宝くじに関すること。
- (7) 出資等法人の指導監督の総括に関すること。

#### 予算担当の分掌事務

- (1) 県の予算の調製に関すること。

(2) 県営企業の財務に係る事務のうち知事の権限とされているものに関すること。

5 法務学事課の分掌事務は、次のとおりとする。

法務担当の分掌事務

(1) 法規案及び重要文書の審査並びに立案支援に関すること。

(2) 条例、規則等の公布又は公表に関すること。

(3) 公告式及び公文例式に関すること。

(4) 県報及び県法規集の編集発行に関すること。

(5) 官報報告及び総務省報告に関すること。

(6) 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益信託に係る事務の調整に関すること。

(7) 宗教法人に関すること。

(8) 争訟の総括に関すること。

(9) 公益認定等審議会に関すること。

私学・情報公開担当の分掌事務

(1) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。

(2) 私立学校関係法人に関すること。

(3) 認定こども園に関すること。

(4) 情報公開の総合的な調整に関すること。

(5) 個人情報保護の総合的な調整に関すること。

(6) 行政文書の管理に関する事務の総括に関すること。

(7) 行政文書事務の研究、調査及び指導に関すること。

(8) 行政文書の受領、配布及び発送に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(9) 行政文書の保存に関すること。

(10) 公印に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(11) 毛筆浄書に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(12) 私立学校審議会、情報公開審査会、個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会に関すること。

行政情報化推進担当の分掌事務

(1) 行政情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

6 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1) 税制に関すること。

(2) 納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること。

(3) 税理士に関すること。

(4) 寄附金の受入れに関する事(他課等の主管に属するものを除く。)。

税務担当の分掌事務

(1) 課税及び納税の事務に関する事。

滞納整理担当の分掌事務

(1) 岩手県地方税特別滞納整理機構の運営に関する事。

7 管財課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1) 財産の総括に関する事。

(2) 県庁舎の管理に関する事。

(3) 地区合同庁舎等の管理の総括に関する事。

(4) 公舎に関する事。

(5) 庁用自動車(他課等の主管に属するものを除く。)の管理に関する事。

(6) 庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加者資格に関する事。

(7) 普通財産の取得、管理及び処分に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)。

(8) 産業振興上必要な事業の株式その他のものの投資に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)。

(9) 県有財産に係る国有資産等所在市町村交付金に関する事。

(10) 新たな行政手法による公共サービスに関する事。

(11) 財産評価審議会に関する事。

設備担当の分掌事務

(1) 県庁舎、地区合同庁舎等及び公舎の設備の維持及び運営に関する事。

8 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理担当の分掌事務

(1) 防災施策の総合的な企画及び調整に関する事。

(2) 防災思想の普及に関する事。

(3) 自主防災組織の育成に関する事。

(4) 陸上自衛隊に対する土木工事の委託の申出に関する事。

(5) 防災対策の総合調整に関する事。

(6) 気象情報の収集及び伝達に関する事。

(7) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。

(8) 火山現象に係る災害に関する事務の総合調整に関する事。

(9) 防災会議、災害対策本部及び石油コンビナート等防災本部に関する事。

(10) 危機管理の総合調整に関すること。

(11) 日米地位協定に基づく事務に関すること。

(12) 国民保護法に関する総合的な企画及び調整に関すること。

(13) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。

(14) 国民保護協議会に関すること。

防災力強化担当の分掌事務

(1) 減災目標及び地域防災力強化に関すること。

防災消防担当の分掌事務

(1) 消防防災統計に関すること。

(2) 自衛官募集に関すること。

(3) 室内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること。

(4) 消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること。

(5) 消防施設等の強化拡充の指導及び助成に関すること。

(6) 消防表彰に関すること。

(7) 救急及び救助に係る業務の指導に関すること。

(8) 火災予防に関すること。

(9) 危険物取扱者及び消防設備士に関すること。

(10) 総合防災センターの管理に関すること。

(11) 防災通信設備の管理及び運営に関すること。

(12) 石油コンビナート等に係る防災対策に関すること。

(13) 火薬類の取締りに関すること。

(14) 猟銃等の製造及び販売の許可に関すること。

(15) 高圧ガスの保安に関すること。

(16) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関すること。

(17) ガス用品の販売の事業に関すること。

(18) 電気工事業の業務の適正化及び電気工事士に関すること。

(19) 電気用品の安全に関すること。

防災航空担当の分掌事務

(1) 防災ヘリコプターに関すること。

9 総合防災室に防災航空隊を置く。

10 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

職員福祉担当の分掌事務

(1) 公務上の災害及び通勤による災害に対する補償に関すること。

(2) 地方公務員災害補償基金に関すること。

(3) 厚生福利に関すること。



- (4) 安全管理及び衛生管理に関すること。
- (5) 退職年金、退職一時金及び退職手当に関すること。
- (6) 地方職員共済組合及び財団法人岩手県職員互助会（昭和47年4月1日に財団法人岩手県職員互助会という名称で設立された法人をいう。）に関すること。
- (7) 公務災害補償等認定委員会に関すること。

給与旅費担当の分掌事務

- (1) 給与及び報酬の支給並びに共済費の支出に関すること。
- (2) 給与、報酬及び共済費に係る支出負担行為の確認に関すること。
- (3) 給与、報酬及び共済費に係る歳入歳出外現金等に関すること。
- (4) 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (5) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額の設定又は改定に関すること。
- (6) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額の設定又は改定に関すること。
- (7) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額の決定又は改定に関すること。
- (8) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額の決定又は改定に関すること。
- (9) 職員の児童手当及び子ども手当の支給資格等の認定に関すること。
- (10) 職員の児童手当及び子ども手当の支給に関すること。
- (11) 職員の児童手当及び子ども手当に係る支出負担行為の確認に関すること。
- (12) 非常勤職員及び非常勤特別嘱託員の任免に関すること。
- (13) 臨時的任用職員の任免に関すること。
- (14) 臨時的任用職員に係る賃金の支給及び共済費の支出に関すること。
- (15) 臨時的任用職員に係る賃金及び共済費に係る支出負担行為の確認に関すること。
- (16) 臨時的任用職員に係る賃金及び共済費に係る歳入歳出外現金等に関すること。
- (17) 非常勤職員及び非常勤特別嘱託員並びに臨時的任用職員に係る社会保険及び雇用保険の届出に関すること。

(政策地域部の分課及びその分掌事務)

第8条 政策地域部に次の室及び課を置く。

- (1) 政策推進室

(地域振興部の分課及びその分掌事務)

第7条 地域振興部に次の室及び課を置く。

- (1) 地域企画室

(2) [略]

(3) [略]

(4) IT推進課

(5) 地域振興支援室

2 地域企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1) 部並びに広域振興局及び地方振興局（以下「広域振興局等」という。）の総括に関すること。

(2) 広域振興局等に関すること（振興局再編担当及び他部の主管に属するものを除く。）。

(3)・(4) [略]

企画担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) 地域振興に関するプロジェクトに関すること。

(4) 過疎地域の振興施策に関すること。

(5) 山村及び豪雪地帯の振興対策に関すること。

(6) 地域総合整備資金に関すること。

(7) [略]

(8) 市町村総合補助金に関すること。

(9) 県土地開発公社に関すること。

(10) [略]

(11) 地域づくり団体にに関すること。

(12) コミュニティ対策に関すること。

管理担当の分掌事務

(2) [略]

(3) 調査統計課

(4) [略]

(5) 国体推進課

(6) 地域振興室

2 政策推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

政策担当、調整担当及び管理担当の分掌事務

(1) 施策の推進に関する他部局等の主管に属しないこと。

調整担当及び管理担当の分掌事務

(1) 部及び広域振興局の総括に関すること。

(2) 広域振興局に関すること（他部局等の主管に属するものを除く。）。

(3)・(4) [略]

政策担当の分掌事務

(1) 県行政の総合的な政策の立案及び推進に関すること。

(2) 県総合計画の進行管理に関すること。

(3) 他部局等の企画立案の支援に関すること。

(4) 総合計画審議会に関すること。

評価担当の分掌事務

(1) 政策の評価に関すること。

(2) 政策評価委員会に関すること。

調整担当の分掌事務

(1) 県行政の総合的な政策の調整に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

分権推進担当の分掌事務

(1) 地方分権の推進の総合的な企画及び調整に関すること

(2) 他の都道府県との連携に関すること。

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

交通担当の分掌事務

(1) 公共交通に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

権限移譲担当の分掌事務

(1) 市町村への権限移譲に関すること。

振興局再編担当の分掌事務

(1) 広域振興局等の再編に関すること。

3 市町村課の分掌事務は、次のとおりとする。

行政・市町村合併担当の分掌事務

(1) 市町村の行財政に係る事務の連絡調整に関すること。

(2)～(4) [略]

(5) 市町村が設立する土地開発公社に関すること。

(6)～(8) [略]

(9) 住民基本台帳に関すること。

(10) [略]

(11) 県市町村連絡会議に関すること。

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

財政担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 市町村の財政再建に関すること。

(3) [略]

(4) 交通安全対策特別交付金に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(1)・(2) [略]

(3) 県土地開発公社に関すること。

(4) いわて体験交流施設の管理に関すること。

3 市町村課の分掌事務は、次のとおりとする。

行政担当の分掌事務

(1) 市町村の行政に係る事務の連絡調整に関すること。

(2)～(4) [略]

(5) 住民基本台帳に関すること。

(6)～(8) [略]

(9) [略]

(10) 県市町村の連絡会議に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) 市町村への権限移譲に関すること。

(14) [略]

財政担当の分掌事務

(1) 市町村の財政に係る事務の連絡調整に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) 市町村の交通安全対策特別交付金に関すること。

(5) 市町村総合補助金に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) 市町村が設立する土地開発公社に関すること。

(14) [略]

(15) [略]

4 調査統計課の分掌事務は、次のとおりとする。

4 [略]

5 IT推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

情報化推進担当の分掌事務

- (1) 地域情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

行政情報化担当の分掌事務

- (1) 行政情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

6 地域振興支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

県北沿岸振興担当の分掌事務

- (1) [略]

定住交流担当の分掌事務

- (1) 定住交流の促進に関すること。

- (2) いわて体験交流施設の管理に関すること。

海洋担当の分掌事務

- (1) 海洋に関する施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第8条 [略]

調査担当及び統計担当の分掌事務

- (1) 統計資料の刊行及び整備に関すること。

調査担当の分掌事務

- (1) 調査統計に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

- (2) 統計情報の管理に関すること。

- (3) 統計の普及啓発に関すること。

- (4) 課内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること。

- (5) 政策推進上必要な調査分析に関すること。

統計担当の分掌事務

- (1) 生活統計に関すること。

- (2) 経済統計に関すること。

5 [略]

6 国体推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務担当の分掌事務

- (1) 第71回国民体育大会（以下「国体」という。）の開催準備に関すること。

施設担当の分掌事務

- (1) 国体の競技施設に関すること。

- (2) 国体の競技運営に関すること。

7 地域振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

県北沿岸・定住交流担当の分掌事務

- (1) [略]

- (2) 定住交流の促進に関すること。

- (3) 地域振興に関するプロジェクトに関すること。

- (4) 過疎地域の振興施策に関すること。

- (5) 山村及び豪雪地帯の振興対策に関すること。

- (6) 地域総合整備資金に関すること。

- (7) 地域づくり団体に関すること。

- (8) コミュニティ対策に関すること。

交通担当の分掌事務

- (1) 公共交通に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

地域情報化担当の分掌事務

- (1) 地域情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2～6 [略]

7 県民くらしの安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

県民生活安全・消費生活担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 消費者施策の総合的な企画及び調整に関すること。

(6) 交通安全対策会議及び消費生活審議会に関すること。

8 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第9条 保健福祉部に次の室及び課を置く。

(1) [略]

(2) 医療国保課

(3) 保健衛生課

(4)～(7) [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、ふれあいランド岩手及びいわて子どもの森の管理に関すること（企画担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(4) [略]

3 医療国保課の分掌事務は、次のとおりとする。

医療担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

(11) 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士並びにこれらの養成施設に関すること（保健衛生課の主管に属するものを除く。）。

(12)・(13) [略]

[略]

国保担当の分掌事務

(1) 国民健康保険に関すること。

(2) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会の指導

2～6 [略]

7 県民くらしの安全課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

県民生活安全担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 交通安全対策会議に関すること。

消費生活担当の分掌事務

(1) 消費者施策の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 国民生活安定緊急措置に関すること。

(3) 消費生活審議会に関すること。

8 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第10条 保健福祉部に次の室及び課を置く。

(1) [略]

(2) 医療推進課

(3) 健康国保課

(4)～(7) [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、ふれあいランド岩手及びいわて子どもの森の管理に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(4) [略]

新型インフルエンザ対策担当の分掌事務

(1) 新型インフルエンザ対策に関すること。

3 医療推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

医療担当の分掌事務

(1)～(10) [略]

(11) 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士並びにこれらの養成施設に関すること（健康国保課の主管に属するものを除く。）。

(12)・(13) [略]

[略]

感染症担当の分掌事務

(1) 感染症の発生予防及びまん延防止に関すること。

(2) エイズに関すること。

監督に関すること（介護保険に係るものを除く。）。

- (3) 国民健康保険に関する保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師の指導に関すること。
- (4) 乳幼児、妊産婦、重度心身障害者児等の医療費の助成に関すること。
- (5) 国民健康保険事業の運営の指導に関すること。
- (6) 国民健康保険診療報酬審査委員会に関すること。
- (7) 国民健康保険審査会及び後期高齢者医療審査会に関すること。
- (8) 後期高齢者医療に関すること。

4 保健衛生課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康予防担当の分掌事務

- (1)・(2) [略]
- (3) 保健師に関すること（医療国保課の主管に属するものを除く。）。
- (4)・(5) [略]
- (6) 歯科保健に関すること（医療国保課の主管に属するものを除く。）。
- (7)・(8) [略]
- (9) 腎不全に関すること（医療国保課の主管に属するものを除く。）。
- (10)・(11) [略]

感染症薬務担当の分掌事務

- (1) 感染症の発生予防及びまん延防止に関すること。
- (2) エイズに関すること。
- (3) 肝炎に関すること。
- (4) 寄生虫及び疾病の予防に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (5) 原子爆弾被爆者に関すること。
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) 感染症診査協議会及び麻薬中毒審査会に関すること。

新型インフルエンザ対策担当の分掌事務

- (1) 新型インフルエンザ対策に関すること。

- (3) 肝炎に関すること。

- (4) 寄生虫及び疾病の予防に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

- (5) 原子爆弾被爆者に関すること。

- (6) 感染症診査協議会に関すること。

4 健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康予防担当の分掌事務

- (1)・(2) [略]
- (3) 保健師に関すること（医療推進課の主管に属するものを除く。）。
- (4)・(5) [略]
- (6) 歯科保健に関すること（医療推進課の主管に属するものを除く。）。
- (7)・(8) [略]
- (9) 腎不全に関すること（医療推進課の主管に属するものを除く。）。
- (10)・(11) [略]

薬務担当の分掌事務

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) 麻薬中毒審査会に関すること。

国保担当の分掌事務

- (1) 国民健康保険に関すること。
- (2) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会の指導監督に関すること（介護保険に係るものを除く。）。
- (3) 国民健康保険に関する保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師の指導に関すること。

5 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

指導生担当の分掌事務

(1) 社会福祉法人その他の社会福祉事業団体の監査指導に関すること。

(2)～(7) [略]

6・7 [略]

8 児童家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

少子化担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 児童手当に関すること（人事課の主管に属するものを除く。）。

(8) [略]

（商工労働観光部の分課及びその分掌事務）

第10条 [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 工業技術集積支援センター、先端科学技術研究センター、産業技術短期大学校及び職業能力開発校に関すること。

(4)～(7) [略]

3～8 [略]

（農林水産部の分課及びその分掌事務）

第11条 [略]

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

企画担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 乳幼児、妊産婦、重度心身障害者児等の医療費の助成に関すること。

(5) 国民健康保険事業の運営の指導に関すること。

(6) 後期高齢者医療に関すること。

(7) 国民健康保険診療報酬審査委員会に関すること。

(8) 国民健康保険審査会及び後期高齢者医療審査会に関すること。

5 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

指導生担当の分掌事務

(1) 社会福祉法人その他の社会福祉事業団体の指導監督に関すること。

(2)～(7) [略]

6・7 [略]

8 児童家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

少子化担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 児童手当及び子ども手当に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）。

(8) [略]

（商工労働観光部の分課及びその分掌事務）

第11条 [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 大阪事務所、北海道事務所（総務室の主管に属するものを除く。）、名古屋事務所、福岡事務所、工業技術集積支援センター、先端科学技術研究センター、産業技術短期大学校及び職業能力開発校に関すること。

(4)～(7) [略]

3～8 [略]

（農林水産部の分課及びその分掌事務）

第12条 [略]

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

企画担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 県北沿岸地域の農林水産業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

[略]

3・4 [略]

5 農業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

担い手対策担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) [略]

[略]

農地・交流担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 自作農の創設及び維持に関する事

(5) [略]

(6) 農地等の対価の徴収及び支払に関する事

(7)・(8) [略]

6 [略]

7 農村計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画調査担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 農業用施設に係る建築工事の検査及び技術の指導に関する事

(5) [略]

[略]

8 農村建設課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

水利整備・管理担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) 土地改良財産の管理及び処分に関する事（他課等の  
主管に属するものを除く。）

9 農産園芸課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

園芸特産担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

県北沿岸振興担当の分掌事務

(1) 県北沿岸地域の農業の振興に関する事（他課等の主  
管に属するものを除く。）

10 [略]

[略]

3・4 [略]

5 農業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

担い手対策担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) バイオマスエネルギーの活用の推進に関する事（他  
課等の主管に属するものを除く。）

(5) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する  
事（他課等の主管に属するものを除く。）

(6) [略]

[略]

農地・交流担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 遊休農地対策に関する事

(5) [略]

(6) 農地等の対価の徴収に関する事

(7)・(8) [略]

6 [略]

7 農村計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画調査担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 農林水産業施設に係る建築工事の検査及び技術の指導  
に関する事

(5) [略]

[略]

8 農村建設課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

水利整備・管理担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 農地に係る海岸保全に関する事

(3) [略]

(4) 土地改良財産の管理及び処分に関する事

9 農産園芸課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

園芸特産担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

10 [略]



- 11 林業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。  
[略]  
林業担当の分掌事務  
(1)・(2) [略]  
県北沿岸振興担当の分掌事務  
(1) 県北沿岸地域の林業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- 12 [略]
- 13 森林保全課の分掌事務は、次のとおりとする。  
保全・治山担当の分掌事務  
(1)～(6) [略]  
  
(7) [略]  
[略]
- 14 水産振興課の分掌事務は、次のとおりとする。  
振興担当の分掌事務  
(1)・(2) [略]  
(3) 沿岸漁業構造改善事業に関すること。  
(4)～(7) [略]  
漁業調整担当の分掌事務  
(1)～(14) [略]  
県北沿岸振興担当の分掌事務  
(1) 県北沿岸地域の水産業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- 15 漁港漁村課の分掌事務は、次のとおりとする。  
[略]  
整備担当の分掌事務  
(1)・(2) [略]  
  
(3) [略]
- 16 [略]  
(県土整備部の分課及びその分掌事務)  
第12条 [略]
- 2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。  
[略]  
管理担当の分掌事務  
(1)～(4) [略]  
(5) 公有地の拡大の推進に関すること（地域企画室及び市町村課の主管に属するものを除く。）。  
(6)～(12) [略]

- 11 林業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。  
[略]  
林業担当の分掌事務  
(1)・(2) [略]
- 12 [略]
- 13 森林保全課の分掌事務は、次のとおりとする。  
保全・治山林道担当の分掌事務  
(1)～(6) [略]  
(7) 民有林林道事業に関すること。  
(8) 林道の災害復旧事業に関すること。  
(9) [略]  
[略]
- 14 水産振興課の分掌事務は、次のとおりとする。  
振興担当の分掌事務  
(1)・(2) [略]  
(3) 沿岸漁業の構造改善に関すること。  
(4)～(7) [略]  
漁業調整担当の分掌事務  
(1)～(14) [略]
- 15 漁港漁村課の分掌事務は、次のとおりとする。  
[略]  
整備担当の分掌事務  
(1)・(2) [略]  
(3) 漁港区域に係る海岸保全に関すること。  
(4) [略]
- 16 [略]  
(県土整備部の分課及びその分掌事務)  
第13条 [略]
- 2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。  
[略]  
管理担当の分掌事務  
(1)～(4) [略]  
(5) 公有地の拡大の推進に関すること（政策推進室及び市町村課の主管に属するものを除く。）。  
(6)～(12) [略]

3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

建設業振興担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

(10) 建設関連業務の委託契約の制度に関すること（建築関係建設コンサルタント業務以外の委託契約に係るものにあつては、他部局等の主管に属するものを除き、広域振興局等並びに第3章第3節第4款及び第5款に規定する出先機関の実施分を含む。）。

(11)～(13) [略]

[略]

4 道路建設課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

整備担当の分掌事務

(1) [略]

農林道担当の分掌事務

(1) 農道及び林道の整備に関すること。

(2) 大規模林業圏開発に関すること。

5～7 [略]

8 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

まちづくり担当の分掌事務

(1) 土地区画整理事業に関すること（まちづくり交付金の導入地区及び盛岡南新都市地区土地区画整理事業に係るものに限る。）。

(2) 新住宅市街地開発事業に関すること。

(3) [略]

(4) 市街地再開発事業に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

9 下水環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

計画担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 浄化槽の整備に関すること。

事業担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

10 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

住宅担当の分掌事務

(1)～(14) [略]

(15) 地方住宅供給公社に関すること。

3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

建設業振興担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

(10) 建設関連業務の委託契約の制度に関すること（建築関係建設コンサルタント業務以外の委託契約に係るものにあつては、他部局等の主管に属するものを除き、広域振興局並びに第3章第3節第5款及び第6款に規定する出先機関の実施分を含む。）。

(11)～(13) [略]

[略]

4 道路建設課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

整備担当の分掌事務

(1) [略]

5～7 [略]

8 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

まちづくり担当の分掌事務

(1) 中心市街地の活性化に関する施策に係る土地区画整理事業に関すること。

(2) [略]

(3) 市街地の再開発等に係る事業に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

9 下水環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

計画担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

事業担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 浄化槽の整備に関すること。

10 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

住宅担当の分掌事務

(1)～(14) [略]

[略]

11・12 [略]

(総務部の分課等及びその分掌事務)

第13条 総務部に次の室、課及び所（以下この条において「室課等」という。）を置く。

- (1) 総務室
- (2) 人事課
- (3) 予算調製課
- (4) 税務課
- (5) 管財課
- (6) 総合防災室
- (7) 総務事務センター

2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

- (1) 部の総括に関すること。
- (2) 部内の事務管理、人事、予算、経理及び物品の管理に関すること。
- (3) 室内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること。
- (4) 岩手県公会堂の管理に関すること。
- (5) 東京事務所、大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び消防学校に関すること。
- (6) 公立大学法人岩手県立大学に関すること。
- (7) 部内各室課等の連絡に関すること。
- (8) 部内他室課等の主管に属しないこと。

法務私学担当の分掌事務

- (1) 法規案及び重要文書の審査並びに立案支援に関すること。
- (2) 条例、規則等の公布又は公表に関すること。
- (3) 公告式及び公文例式に関すること。
- (4) 県報及び県法規集の編集発行に関すること。
- (5) 官報報告及び総務省報告に関すること。
- (6) 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益信託に係る事務の調整に関すること。
- (7) 宗教法人に関すること。
- (8) 争訟の総括に関すること。
- (9) 行政文書の管理に関する事務の総括に関すること。
- (10) 行政文書事務の研究、調査及び指導に関すること。
- (11) 行政文書の受領、配布及び発送に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (12) 行政文書の保存に関すること。

[略]

11・12 [略]

(13) 公印に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。

(14) 毛筆浄書に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。

(15) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する事。

(16) 私立学校関係法人に関する事。

(17) 公益認定等審議会及び私立学校審議会に関する事。

#### 入札担当の分掌事務

(1) 県営建設工事の請負契約の制度に関する事。

(2) 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の資格に限る。）及び指名並びに入札に関する事。

(3) 岩手県建設工事管理情報システムに関する事。

(4) 県営建設工事に関する事務の連絡調整に関する事。

(5) 県営建設工事入札契約適正化委員会に関する事。

### 3 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

#### 給与人事担当の分掌事務

(1) 人事管理に関する制度の企画に関する事。

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。

(3) 職員団体及び労働組合に関する事。

(4) 職員の任免に関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。

(5) 分限、懲戒及び服務に関する事。

(6) 県営企業に勤務する主要な職員の任免の同意に関する事。

(7) 叙位、叙勲及び褒章（他課等の主管に属するものを除く。）並びに知事表彰に関する事。

(8) 職員委員会、特別職報酬等審議会及び公務災害補償等審査会に関する事。

#### 組織行革担当の分掌事務

(1) 行政組織に関する事。

(2) 定数及び職制に関する事。

(3) 事務の委任及び代決専決に関する事。

(4) 職員の能力開発に関する事。

(5) 行政考査に関する事。

(6) 行財政改革その他行政経営の企画及び調整並びに推進に関する事。

(7) 外部監査契約に基づく監査に関する事。

(8) 地方独立行政法人評価委員会に関する事。

### 4 予算調製課の分掌事務は、次のとおりとする。

調査担当の分掌事務

- (1) 県議会に関すること。
- (2) 財政調整に関すること。
- (3) 財政調査に関すること。
- (4) 県の地方交付税に関すること。
- (5) 県債に関すること。
- (6) 自治宝くじに関すること。
- (7) 出資等法人の指導監督の総括に関すること。

予算担当の分掌事務

- (1) 県の予算の調製に関すること。
- (2) 県営企業の財務に係る事務のうち知事の権限とされているものに関すること。

5 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

- (1) 税制に関すること。
- (2) 納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること。
- (3) 税理士に関すること。
- (4) 寄附金の受入れに関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

税務担当の分掌事務

- (1) 課税及び納税の事務に関すること。

滞納整理担当の分掌事務

- (1) 岩手県地方税特別滞納整理機構の運営に関すること。

6 管財課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

- (1) 財産の総括に関すること。
- (2) 県庁舎の管理に関すること。
- (3) 地区合同庁舎等の管理の総括に関すること。
- (4) 公舎に関すること。
- (5) 庁用自動車（他課等の主管に属するものを除く。）の管理に関すること。
- (6) 庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加者資格に関すること。
- (7) 普通財産の取得、管理及び処分に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (8) 産業振興上必要な事業の株式その他への投資に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (9) 県有財産に係る国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (10) 新たな行政手法による公共サービスに関すること。
- (11) 財産評価審議会に関すること。

設備担当の分掌事務

- (1) 県庁舎、地区合同庁舎等及び公舎の設備の維持及び運営に関すること。

7 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。

防災危機管理担当の分掌事務

- (1) 防災施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 防災思想の普及に関すること。
- (3) 自主防災組織の育成に関すること。
- (4) 陸上自衛隊に対する土木工事の委託の申出に関すること。
- (5) 防災対策の総合調整に関すること。
- (6) 気象情報の収集及び伝達に関すること。
- (7) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (8) 火山現象に係る災害に関する事務の総合調整に関すること。
- (9) 防災会議、災害対策本部及び石油コンビナート等防災本部に関すること。
- (10) 危機管理の総合調整に関すること。
- (11) 日米地位協定に基づく事務に関すること。
- (12) 国民保護法に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- (13) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
- (14) 国民保護協議会に関すること。

防災力強化担当の分掌事務

- (1) 減災目標及び地域防災力強化に関すること。

防災消防担当の分掌事務

- (1) 消防防災統計に関すること。
- (2) 自衛官募集に関すること。
- (3) 室内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること。
- (4) 消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること。
- (5) 消防施設等の強化拡充の指導及び助成に関すること。
- (6) 消防表彰に関すること。
- (7) 救急・救助業務の指導に関すること。
- (8) 火災予防に関すること。
- (9) 危険物取扱者及び消防設備士に関すること。
- (10) 総合防災センターの管理に関すること。
- (11) 防災通信設備の管理及び運営に関すること。
- (12) 石油コンビナート等に係る防災対策に関すること。
- (13) 火薬類の取締りに関すること。

- (14) 猟銃等の製造及び販売の許可に関すること。
- (15) 高圧ガスの保安に関すること。
- (16) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する  
こと。
- (17) ガス用品の販売の事業に関すること。
- (18) 電気工事業の業務の適正化及び電気工事士に関するこ  
と。
- (19) 電気用品の安全に関すること。

#### 防災航空担当の分掌事務

- (1) 防災ヘリコプターに関すること。

#### 8 総合防災室に防災航空隊を置く。

#### 9 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

##### 職員福祉担当の分掌事務

- (1) 公務上の災害及び通勤による災害に対する補償に関す  
ること。
- (2) 地方公務員災害補償基金に関すること。
- (3) 厚生福利に関すること。
- (4) 安全管理及び衛生管理に関すること。
- (5) 退職年金、退職一時金及び退職手当に関すること。
- (6) 地方職員共済組合及び財団法人岩手県職員互助会（昭  
和47年4月1日に財団法人岩手県職員互助会という名称で  
設立された法人をいう。）に関すること。
- (7) 公務災害補償等認定委員会に関すること。

##### 給与旅費担当の分掌事務

- (1) 給与及び報酬の支給並びに共済費の支出に関すること  
。
- (2) 給与、報酬及び共済費に係る支出負担行為の確認に関  
すること。
- (3) 給与、報酬及び共済費に係る歳入歳出外現金等に関す  
ること。
- (4) 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (5) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又  
は改定に関すること。
- (6) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又  
は改定に関すること。
- (7) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額  
決定又は改定に関すること。
- (8) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又  
は改定に関すること。
- (9) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。
- (10) 職員の児童手当の支給に関すること。

- (11) 職員の児童手当に係る支出負担行為の確認に関すること。
- (12) 非常勤職員及び非常勤特別嘱託員の任免に関すること。
- (13) 臨時的任用職員の任免に関すること。
- (14) 臨時的任用職員に係る賃金の支給及び共済費の支出に関すること。
- (15) 臨時的任用職員に係る賃金及び共済費に係る支出負担行為の確認に関すること。
- (16) 臨時的任用職員に係る賃金及び共済費に係る歳入歳出外現金等に関すること。
- (17) 非常勤職員及び非常勤特別嘱託員並びに臨時的任用職員に係る社会保険及び雇用保険の届出に関すること。

第14条 削除

(設置)

第15条 [略]

(分掌事務)

第16条 [略]

第17条 削除

(出先機関の一体性)

第18条 出先機関（県外にある出先機関を除く。第94条第3項を除き、以下同じ。）は、当該出先機関の所在地を所管する広域振興局長及び地方振興局長（以下「広域振興局長等」という。）の統括の下に、相互の連絡を図り、すべて一体として行政機能を発揮するよう努めなければならない。

(広域振興局長等の指揮監督、助言及び勧告等)

第19条 広域振興局長等は、その権限に属する事務に係るある事項について、その所管区域内の出先機関の長を指揮監督することができる。

2 広域振興局長等は、当該所管区域における県行政の総合調整を図るため必要があるときは、当該所管区域内の出先機関の長に対し、助言又は勧告をし、及びこれに必要な資料の提出を求めることができる。

第2節 広域振興局等

第20条 広域振興局等の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
盛岡地方振興局	[略]	
[略]		
大船渡地方振興局	大船渡市	大船渡市 陸前高田市 気仙郡

(設置)

第14条 [略]

(分掌事務)

第15条 [略]

(出先機関の一体性)

第16条 出先機関（県外にある出先機関を除く。）は、当該出先機関の所在地を所管する広域振興局長の統括の下に、相互の連絡を図り、すべて一体として行政機能を発揮するよう努めなければならない。

(広域振興局長の指揮監督、助言及び勧告等)

第17条 広域振興局長は、その権限に属する事務に係るある事項について、その所管区域内の出先機関の長を指揮監督することができる。

2 広域振興局長は、当該所管区域における県行政の総合調整を図るため必要があるときは、当該所管区域内の出先機関の長に対し、助言又は勧告をし、及びこれに必要な資料の提出を求めることができる。

第2節 広域振興局

第18条 広域振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
盛岡広域振興局	[略]	
[略]		
沿岸広域振興局	釜石市	宮古市 大船渡市 陸前高田市



釜石地方振興局	釜石市	釜石市 上閉伊郡
宮古地方振興局	宮古市	宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）
久慈地方振興局	久慈市	久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡（軽米町及び九戸村を除く。）
二戸地方振興局	二戸市	二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡

第2款 広域振興局

第1目 部等及びその分掌事務

(内部組織)

第20条の2 広域振興局に、別表第1に掲げるところにより、部、室及び課を置く。

2 室及び課の分掌事務は、別に定める。

(経営企画部)

第20条の3 経営企画部の分掌事務は、別表第2の1の表に掲げる事務とする。

第20条の4 削除

		釜石市 気仙郡 上閉伊郡 下閉伊郡（普代村を除く。）
県北広域振興局	久慈市	久慈市 二戸市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡 二戸郡

第2款 部等及びその分掌事務

(内部組織)

第19条 広域振興局に、別表第1に掲げるところにより、部、室、課及び所を置く。

2 室、課及び所（普及サブセンターに限る。）の分掌事務は、別に定める。

(経営企画部)

第20条 次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局の経営企画部に置かれる地域振興センターの位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	地域振興センター	位置	所管区域
沿岸広域振興局	宮古地域振興センター	宮古市	宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）
	大船渡地域振興センター	大船渡市	大船渡市 陸前高田市 気仙郡
県北広域振興局	二戸地域振興センター	二戸市	二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡

2 経営企画部及び経営企画部地域振興センターの分掌事務は、別表第2の1の表に掲げる事務とする。

(総務部)

第21条 次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局の総務部に置かれる総務センターの位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	総務センター	位置	所管区域
県南広域振興局	花巻総務センター	花巻市	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡
	一関総務センター	一関市	一関市 西磐井郡 東磐井郡

2 総務部及び総務部総務センターの分掌事務は、別表第2の

(保健福祉環境部)

第20条の5 保健福祉環境部の分掌事務は、別表第2の2の表に掲げる事務とする。

1の表に掲げる事務とする。

(県税部)

第22条 次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局の県税部に置かれる県税センターの位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	県税センター	位置	所管区域
県南広域振興局	花巻県税センター	花巻市	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡
	一関県税センター	一関市	一関市 西磐井郡 東磐井郡

2 県税部及び県税部県税センターの分掌事務は、別表第2の1の表に掲げる事務とする。

(保健福祉環境部)

第23条 次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局の保健福祉環境部に置かれる保健福祉環境センターの位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	保健福祉環境センター	位置	所管区域
県南広域振興局	花巻保健福祉環境センター	花巻市	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡
	一関保健福祉環境センター	一関市	一関市 西磐井郡 東磐井郡
沿岸広域振興局	宮古保健福祉環境センター	宮古市	宮古市 下閉伊郡 (普代村を除く。)
	大船渡保健福祉環境センター	大船渡市	大船渡市 陸前高田市 気仙郡
県北広域振興局	二戸保健福祉環境センター	二戸市	二戸市 九戸郡の うち軽米町及び九戸村 二戸郡

2 保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターの分掌事務は、別表第2の2の表に掲げる事務とする。

(農政部)

第24条 次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局の農政部に置かれる農林振興センター及び農村整備センターの位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	農林振興センター 又は農村整備セン	位置	所管区域
-------	----------------------	----	------

	ター		
県南広域振 興局	花巻農林振興セン ター	花巻市	花巻市 北上市 和賀郡
	遠野農林振興セン ター	遠野市	遠野市
	一関農林振興セン ター	一関市	一関市 西磐井郡 東磐井郡
	北上農村整備セン ター	北上市	花巻市 北上市 和賀郡
	一関農村整備セン ター	一関市	一関市 西磐井郡 東磐井郡
	二戸農林振興セン ター	二戸市	二戸市 九戸郡の うち軽米町及び九 戸村 二戸郡

2 農政部、農政部農林振興センター及び農政部農村整備セン  
ターの分掌事務は、別表第2の3の表に掲げる事務とする。

(林務部)

第25条 林務部の分掌事務は、別表第2の3の表に掲げる事務  
とする。

(農林部)

(農林部)  
第20条の6 農林部の分掌事務は、別表第2の3の表に掲げる  
事務とする。

第26条 次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局の農林部  
に置かれる農林振興センターの位置及び所管区域は、同表の  
位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	農林振興センター	位 置	所管区域
沿岸広域振 興局	宮古農林振興セン ター	宮古市	宮古市 下閉伊郡 (普代村を除く。 )
	大船渡農林振興セ ンター	大船渡市	大船渡市 陸前高 田市 気仙郡

2 農林部及び農林部農林振興センターの分掌事務は、別表  
第2の3の表に掲げる事務とする。

3 沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター林務室に置か  
れる次の表の林務出張所の欄に掲げる林務出張所の位置及び  
所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとお  
りとする。

林務出張所	位 置	所管区域
岩泉林務出 張所	下閉伊郡岩 泉町	下閉伊郡のうち岩泉町及び田野畑村

4 林務出張所の分掌事務は、別表第2の3の表に掲げる事務  
のうち、10の項、55の項から72の項まで及び109の項に掲げ

る事務とする。

(水産部)

第27条 次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局の水産部に置かれる水産振興センターの位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	水産振興センター	位 置	所管区域
沿岸広域振興局	宮古水産振興センター	宮古市	宮古市 下閉伊郡 ( <u>普代村を除く。</u> )
	大船渡水産振興センター	大船渡市	大船渡市 陸前高田市 気仙郡

2 水産部及び水産部水産振興センターの分掌事務は、別表第2の3の表に掲げる事務とする。

(土木部)

第28条 次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局の土木部に置かれる土木センターの位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	土木センター	位 置	所管区域
盛岡広域振興局	岩手土木センター	岩手郡岩手町	八幡平市 岩手郡のうち葛巻町及び岩手町
	花巻土木センター	花巻市	花巻市
県南広域振興局	北上土木センター	北上市	北上市 和賀郡
	遠野土木センター	遠野市	遠野市
	一関土木センター	一関市	一関市 (一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域を除く。)
	千厩土木センター	一関市	一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域 東磐井郡
沿岸広域振興局	宮古土木センター	宮古市	宮古市 下閉伊郡のうち山田町
	岩泉土木センター	下閉伊郡岩泉町	下閉伊郡のうち岩泉町及び田野畑村
	大船渡土木センター	大船渡市	大船渡市 陸前高田市 気仙郡
県北広域振興局	二戸土木センター	二戸市	二戸市 九戸郡の

(土木部)

第20条の7 土木部の分掌事務は、別表第2の4の表に掲げる事務とする。

興局		うち軽米町及び九戸村 二戸郡
----	--	----------------

2 土木部及び土木部土木センターの分掌事務は、別表第2の4の表に掲げる事務とする。

3 次の表の名称の欄に掲げる出張所を県南広域振興局土木部北上土木センターに置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
西和賀出張所	和賀郡西和賀町	和賀郡

4 出張所の分掌事務は、別に定める。

5 ダムの維持管理及び当該ダムに係る河川の管理に関する事務を処理するため、次の表の広域振興局の欄に掲げる広域振興局の土木部に置かれるダム管理事務所の位置は、同表の位置の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局	ダム管理事務所	位 置
盛岡広域振興局	綱取ダム管理事務所	盛岡市
県北広域振興局	滝ダム管理事務所	久慈市

6 ダム建設工事及び当該ダムに係る河川の管理に関する事務を処理するため、次の表の広域振興局土木部又は土木部土木センターの欄に掲げる広域振興局土木部又は土木部土木センターに置かれるダム建設事務所の位置は、同表の位置の欄に掲げるとおりとする。

広域振興局土木部又は土木部土木センター	ダム建設事務所	位 置
盛岡広域振興局土木部	築川ダム建設事務所	盛岡市
沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター	津付ダム建設事務所	大船渡市

(税務部)

第20条の8 税務部の分掌事務は、別表第2の5の表に掲げる事務とする。

(総務部)

第20条の9 総務部の分掌事務は、別表第2の1の表に掲げる事務とする。

第2目 総合支局

(総合支局)

第20条の10 次の表の左欄に掲げる総合支局を同表の右欄に掲げる広域振興局に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	広域振興局
花巻総合支局	花巻市	花巻市 遠野市	県南広域振興局

北上総合支局	北上市	北上市 和賀郡
一関総合支局	一関市	一関市 西磐井郡 東磐井郡

(内部組織)

第20条の11 総合支局に、別表第1に掲げるところにより、部、室、課及び所を置く。

2 室、課及び所の分掌事務は、別に定める。

(地域支援部)

第20条の12 地域支援部の分掌事務は、別表第2の1の表及び別表第2の5の表に掲げる事務とする。

2 次の表の左欄に掲げる県民センターを同表の右欄に掲げる総合支局の地域支援部に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	総合支局
遠野県民センター	遠野市	遠野市	花巻総合支局
千厩県民センター	一関市	一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域 東磐井郡	一関総合支局

3 県民センターの分掌事務は、別に定める。

(保健福祉環境部)

第20条の13 保健福祉環境部の分掌事務は、別表第2の2の表に掲げる事務とする。

(農林部)

第20条の14 農林部の分掌事務は、別表第2の3の表に掲げる事務とする。

2 次の表の左欄に掲げる農林センターを同表の右欄に掲げる総合支局の農林部に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	総合支局
遠野農林センター	遠野市	遠野市	花巻総合支局
千厩農林センター	一関市	一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域 東磐井郡	一関総合支局

3 農林センターの分掌事務は、別に定める。

(土木部)

第20条の15 土木部の分掌事務は、別表第2の4の表に掲げる

事務とする。

2 次の表の左欄に掲げる土木センター及び出張所を同表の右欄に掲げる総合支局の土木部に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	総合支局
遠野土木センター	遠野市	遠野市	花巻総合支局
千厩土木センター	一関市	一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域 東磐井郡	一関総合支局
西和賀出張所	和賀郡 西和賀町	和賀郡	北上総合支局

3 土木センター及び出張所の分掌事務は、別に定める。

第3款 地方振興局

第1目 部等及びその分掌事務

(内部組織)

第21条 地方振興局に、別表第1に掲げるところにより、部、室、課及び所を置く。

2 室、課及び所の分掌事務は、別に定める。

(企画総務部)

第22条 企画総務部の分掌事務は、別表第2の1の表及び別表2の5の表に掲げる事務とする。

第23条 削除

(保健福祉環境部)

第24条 保健福祉環境部の分掌事務は、別表第2の2の表に掲げる事務とする。

(農政部)

第25条 農政部の分掌事務は、別表第2の3の表に掲げる事務とする。

(林務部)

第26条 林務部の分掌事務は、別表第2の3の表に掲げる事務とする。

(農林部)

第27条 農林部の分掌事務は、別表第2の3の表に掲げる事務とする。

(水産部)

第28条 水産部の分掌事務は、別表第2の3の表に掲げる事務

とする。

(土木部)

第29条 土木部の分掌事務は、別表第2の4の表に掲げる事務

とする。

2 次の表の左欄に掲げる出張所を同表の右欄に掲げる地方振興局の土木部に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	地方振興局
岩手出張所	岩手郡岩手町	八幡平市 岩手郡のうち葛巻町及び岩手町	盛岡地方振興局

3 ダムの維持管理及び当該ダムに係る河川の管理に関する事務を処理するため、次の表の左欄に掲げるダム管理事務所を同表の右欄に掲げる地方振興局の土木部に置き、その位置は、同表の中欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	地方振興局
網取ダム管理事務所	盛岡市	盛岡地方振興局
滝ダム管理事務所	久慈市	久慈地方振興局

4 ダム建設工事及び当該ダムに係る河川の管理に関する事務を処理するため、次の表の左欄に掲げるダム建設事務所を同表の右欄に掲げる地方振興局の土木部に置き、その位置は、同表の中欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	地方振興局
築川ダム建設事務所	盛岡市	盛岡地方振興局
津付ダム建設事務所	気仙郡住田町	大船渡地方振興局

5 出張所、ダム管理事務所及びダム建設事務所の分掌事務は、別に定める。

(税務部)

第30条 税務部の分掌事務は、別表第2の5の表に掲げる事務

とする。

第31条及び第32条 削除

第2目 林務事務所

(名称、位置及び所管区域)

第33条 次の表の左欄に掲げる林務事務所を同表の右欄に掲げる地方振興局に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	地方振興局
岩泉林務事務所	下閉伊郡岩泉町	下閉伊郡のうち岩泉町及び田野畑村	宮古地方振興局

(分掌事務)



第34条 林務事務所の分掌事務は、別表第2の3の表に掲げる事務（同表「地方振興局林務部」の欄に○印のあるものに限る。）のうち、10の項、55の項から72の項まで及び106の項に掲げる事務とする。

第3目 土木事務所

（名称、位置及び所管区域）

第35条 次の表の左欄に掲げる土木事務所を同表の右欄に掲げる地方振興局に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名称	位置	所管区域	地方振興局
岩泉土木事務所	下閉伊郡 岩泉町	下閉伊郡のうち岩泉町及び田野畑村	宮古地方振興局

（分掌事務）

第36条 土木事務所の分掌事務は、別表第2の4の表に掲げる事務（同表「地方振興局土木部」の欄に○印のあるものに限る。）とする。

2 課の分掌事務は、別に定める。

第3節 広域振興局等以外の出先機関

第3節 広域振興局以外の出先機関

第1款 総務部に属する出先機関

（東京事務所）

第29条 次の事務を処理するため、岩手県東京事務所を置く。

- （1） 県政の運営についての中央省庁、関係諸団体等との連絡に関すること。
- （2） 県政の推進に必要な情報及び資料の収集に関すること。
- （3） 経済動向調査に関すること。
- （4） 産業事情の紹介に関すること。
- （5） 広域振興局長から知事に徴収の引継ぎがあった県税及び地方法人特別税に係る徴収金の徴収及びこれらの滞納処分に関すること。
- （6） 企業誘致及び産業開発に関する調査及び情報の収集並びにこれらの促進に関すること。
- （7） 商品及び商取引に関する調査、紹介及びあっせんに関すること。
- （8） 観光の紹介及び宣伝に関すること。
- （9） 県産品見本の展示に関すること。
- （10） 京浜地区における就職者の補導援護及び岩手県内の企業への就職等の促進に関すること。

2 岩手県東京事務所の位置は、東京都千代田区とする。

（消防学校）

第30条 消防職員、消防団員等の教育訓練を行うため、消防学

第1款 環境生活部に属する出先機関

(食肉衛生検査所)

第37条 [略]

第38条 [略]

(県民生活センター)

第39条 [略]

2 前項に規定するもののほか、県民生活センターにおいては、次に掲げる事務を処理するものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 国民生活安定緊急措置に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

3 [略]

(環境生活部に属する出先機関の内部組織)

第40条 環境生活部に属する出先機関に、別表第3の2に掲げるところにより、課を置く。

2 [略]

第2款 保健福祉部に属する出先機関

(保健所)

第41条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
[略]		
岩手県花巻保健所	花巻市	花巻市 遠野市
岩手県北上保健所	北上市	北上市 和賀郡

校を置く。

2 消防学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
岩手県消防学校	紫波郡矢巾町

(総務部に属する出先機関の内部組織)

第31条 総務部に属する出先機関に、別表第4に掲げるところにより、部及び科を置く。

2 部及び科の分掌事務は、別に定める。

第2款 環境生活部に属する出先機関

(食肉衛生検査所)

第32条 [略]

第33条 [略]

(県民生活センター)

第34条 [略]

2 前項に規定するもののほか、県民生活センターにおいては、次に掲げる事務を処理するものとする。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

3 [略]

(環境生活部に属する出先機関の内部組織)

第35条 環境生活部に属する出先機関に、別表第5に掲げるところにより、課を置く。

2 [略]

第3款 保健福祉部に属する出先機関

(保健所)

第36条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
[略]		
岩手県中部保健所	花巻市	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡

[略]

第42条 [略]

第43条 削除

(福祉総合相談センター)

第44条 [略]

第45条 [略]

(児童相談所)

第46条 [略]

第47条 [略]

第48条及び第49条 削除

(環境保健研究センター)

第50条 [略]

(看護師養成所)

第51条 [略]

第52条 削除

(精神保健福祉センター)

第53条 [略]

(児童自立支援施設)

第54条 [略]

(保健福祉部に属する出先機関の内部組織)

第55条 保健福祉部に属する出先機関に、別表第4に掲げるところにより、事務局、部、課及び科を置く。

2 [略]

第3款 商工労働観光部に属する出先機関

第56条及び第57条 削除

[略]

第37条 [略]

(福祉総合相談センター)

第38条 [略]

第39条 [略]

(児童相談所)

第40条 [略]

第41条 [略]

(環境保健研究センター)

第42条 [略]

(看護師養成所)

第43条 [略]

(精神保健福祉センター)

第44条 [略]

(児童自立支援施設)

第45条 [略]

(保健福祉部に属する出先機関の内部組織)

第46条 保健福祉部に属する出先機関に、別表第6に掲げるところにより、事務局、部、課及び科を置く。

2 [略]

第4款 商工労働観光部に属する出先機関

(大阪事務所)

第47条 次の事務を処理するため、岩手県大阪事務所を置く。

(1) 関西における関係機関との連絡に関すること。

(2) 県政の推進に必要な情報及び資料の収集に関すること。

(3) 産業事情の紹介に関すること。

(4) 企業誘致及び産業開発に関する調査及び情報の収集並びにこれらの促進に関すること。

(5) 商品及び商取引に関する調査、紹介及びあっせんに関すること。

(6) 観光の紹介及び宣伝に関すること。

(7) 県産品見本の展示に関すること。

(8) 関西地区における就職者の補導援護及び岩手県内の企業への就職等の促進に関すること。

2 岩手県大阪事務所の位置は、大阪市とする。

(北海道事務所)

第48条 次の事務を処理するため、岩手県北海道事務所を置く

。-

(1) 北海道における関係機関との連絡に関すること。

(2) 県政の推進に必要な情報及び資料の収集に関すること

。-

(3) 産業事情の紹介に関すること。

(4) 商品及び商取引に関する調査、紹介及びあっせんに関すること。

(5) 観光の紹介及び宣伝に関すること。

(6) 県産品見本の展示に関すること。

(7) 北海道地区における就職者の補導援護及び岩手県内の企業への就職等の促進に関すること。

2 岩手県北海道事務所の位置は、札幌市とする。

(名古屋事務所)

第49条 次の事務を処理するため、岩手県名古屋事務所を置く

。-

(1) 中京における関係機関との連絡に関すること。

(2) 県政の推進に必要な情報及び資料の収集に関すること

。-

(3) 産業事情の紹介に関すること。

(4) 企業誘致及び産業開発に関する調査及び情報の収集並びにこれらの促進に関すること。

(5) 商品及び商取引に関する調査、紹介及びあっせんに関すること。

(6) 観光の紹介及び宣伝に関すること。

(7) 県産品見本の展示に関すること。

(8) 中京地区における就職者の補導援護及び岩手県内の企業への就職等の促進に関すること。

2 岩手県名古屋事務所の位置は、名古屋市とする。

(福岡事務所)

第50条 次の事務を処理するため、岩手県福岡事務所を置く。

(1) 九州における関係機関との連絡に関すること。

(2) 県政の推進に必要な情報及び資料の収集に関すること

。-

(3) 産業事情の紹介に関すること。

(4) 商品及び商取引に関する調査、紹介及びあっせんに関すること。

(5) 観光の紹介及び宣伝に関すること。

(6) 県産品見本の展示に関すること。

(7) 九州地区における就職者の補導援護及び岩手県内の企業への就職等の促進に関すること。

2 岩手県福岡事務所の位置は、福岡市とする。

(工業技術集積支援センター)

第58条 [略]

(先端科学技術研究センター)

第59条 [略]

(産業技術短期大学校)

第60条 [略]

(職業能力開発校)

第61条 [略]

(商工労働観光部に属する出先機関の内部組織)

第62条 商工労働観光部に属する出先機関に、別表第5に掲げるところにより、事務局、部、課及び科を置く。

2 [略]

第4款 農林水産部に属する出先機関

(病虫害防除所)

第63条 [略]

第64条 [略]

(家畜保健衛生所)

第65条 [略]

第66条 [略]

(漁業取締事務所)

第67条 [略]

第68条 [略]

(生物工学研究所)

第69条 [略]

(農業研究センター)

第70条 [略]

第71条 [略]

(林業技術センター)

第72条 [略]

(水産技術センター)

第73条 [略]

(内水面水産技術センター)

第74条 [略]

(農業大学校)

第75条 [略]

(農業改良普及センター)

第76条 [略]

第77条 次の表の左欄に掲げる普及サブセンターを同表の右欄に掲げる農業改良普及センターに置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

(工業技術集積支援センター)

第51条 [略]

(先端科学技術研究センター)

第52条 [略]

(産業技術短期大学校)

第53条 [略]

(職業能力開発校)

第54条 [略]

(商工労働観光部に属する出先機関の内部組織)

第55条 商工労働観光部に属する出先機関に、別表第7に掲げるところにより、事務局、部、課及び科を置く。

2 [略]

第5款 農林水産部に属する出先機関

(病虫害防除所)

第56条 [略]

第57条 [略]

(家畜保健衛生所)

第58条 [略]

第59条 [略]

(漁業取締事務所)

第60条 [略]

第61条 [略]

(生物工学研究所)

第62条 [略]

(農業研究センター)

第63条 [略]

第64条 [略]

(林業技術センター)

第65条 [略]

(水産技術センター)

第66条 [略]

(内水面水産技術センター)

第67条 [略]

(農業大学校)

第68条 [略]

(農業改良普及センター)

第69条 [略]

第70条 次の表の左欄に掲げる普及サブセンターを同表の右欄に掲げる農業改良普及センターに置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	農業改良普及センター
[略]			
軽米普及サブセンター	[略]		
釜石普及サブセンター	釜石市	釜石市 上閉伊郡	大船渡農業改良普及センター
岩泉普及サブセンター	[略]		

(農林水産部に属する出先機関の内部組織)

第78条 農林水産部に属する出先機関に、別表第6に掲げるところにより、事務局、部、課、室、研究室及び科を置く。

2 [略]

第5款 県土整備部に属する出先機関

(流域下水道事務所)

第79条 [略]

(空港)

第80条 [略]

(県土整備部に属する出先機関の内部組織)

第81条 県土整備部に属する出先機関に、別表第7に掲げるところにより、課を置く。

2 [略]

第6款 総務部に属する出先機関

(東京事務所)

第82条 次の事務を処理するため、岩手県東京事務所を置く。

- (1) 県政の運営についての中央省庁、関係諸団体等との連絡に関すること。
- (2) 県政の推進に必要な情報及び資料の収集に関すること。
- (3) 経済動向調査に関すること。
- (4) 産業事情の紹介に関すること。
- (5) 広域振興局長等から知事に徴収の引継ぎがあった県税及び地方法人特別税に係る徴収金の徴収及びこれらの滞納処分に関すること。
- (6) 企業誘致及び産業開発に関する調査及び情報の収集並びにその促進に関すること。
- (7) 商品及び商取引に関する調査、紹介及びあっせんに関すること。
- (8) 観光の紹介及び宣伝に関すること。
- (9) 県産品見本の展示に関すること。

名 称	位 置	所管区域	農業改良普及センター
[略]			
軽米普及サブセンター	[略]		
岩泉普及サブセンター	[略]		

(農林水産部に属する出先機関の内部組織)

第71条 農林水産部に属する出先機関に、別表第8に掲げるところにより、事務局、部、課、室、研究室及び科を置く。

2 [略]

第6款 県土整備部に属する出先機関

(流域下水道事務所)

第72条 [略]

(空港)

第73条 [略]

(県土整備部に属する出先機関の内部組織)

第74条 県土整備部に属する出先機関に、別表第9に掲げるところにより、課を置く。

2 [略]

(10) 京浜地区における就職者の補導援護及び岩手県内の企業への就職等の促進に関すること。

2 岩手県東京事務所的位置は、東京都千代田区とする。

(大阪事務所)

第83条 次の事務を処理するため、岩手県大阪事務所を置く。

(1) 関西における関係機関との連絡に関すること。

(2) 県政の推進に必要な情報及び資料の収集に関すること

。

(3) 産業事情の紹介に関すること。

(4) 企業誘致及び産業開発に関する調査及び情報の収集並びにその促進に関すること。

(5) 商品及び商取引に関する調査、紹介及びあっせんに関すること。

(6) 観光の紹介及び宣伝に関すること。

(7) 県産品見本の展示に関すること。

(8) 関西地区における就職者の補導援護及び岩手県内の企業への就職等の促進に関すること。

2 岩手県大阪事務所的位置は、大阪市とする。

(北海道事務所)

第84条 次の事務を処理するため、岩手県北海道事務所を置く

(1) 北海道における関係機関との連絡に関すること。

(2) 県政の推進に必要な情報及び資料の収集に関すること

。

(3) 産業事情の紹介に関すること。

(4) 商品及び商取引に関する調査、紹介及びあっせんに関すること。

(5) 観光の紹介及び宣伝に関すること。

(6) 県産品見本の展示に関すること。

(7) 北海道地区における就職者の補導援護及び岩手県内の企業への就職等の促進に関すること。

2 岩手県北海道事務所位置は、札幌市とする。

(名古屋事務所)

第85条 次の事務を処理するため、岩手県名古屋事務所を置く

(1) 中京における関係機関との連絡に関すること。

(2) 県政の推進に必要な情報及び資料の収集に関すること

。

(3) 産業事情の紹介に関すること。

(4) 企業誘致及び産業開発に関する調査及び情報の収集並びにその促進に関すること。

(5) 商品及び商取引に関する調査、紹介及びあっせんに関すること。

(6) 観光の紹介及び宣伝に関すること。

(7) 県産品見本の展示に関すること。

(8) 中京地区における就職者の補導援護及び岩手県内の企業への就職等の促進に関すること。

2 岩手県名古屋事務所の位置は、名古屋市とする。

(福岡事務所)

第86条 次の事務を処理するため、岩手県福岡事務所を置く。

(1) 九州における関係機関との連絡に関すること。

(2) 県政の推進に必要な情報及び資料の収集に関すること。

(3) 産業事情の紹介に関すること。

(4) 商品及び商取引に関する調査、紹介及びあっせんに関すること。

(5) 観光の紹介及び宣伝に関すること。

(6) 県産品見本の展示に関すること。

(7) 九州地区における就職者の補導援護及び岩手県内の企業への就職等の促進に関すること。

2 岩手県福岡事務所の位置は、福岡市とする。

第87条 削除

(消防学校)

第88条 消防職員、消防団員等の教育訓練を行うため、消防学校を置く。

2 消防学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
岩手県消防学校	紫波郡矢巾町

(総務部に属する出先機関の内部組織)

第89条 総務部に属する出先機関に、別表第8に掲げるところにより、部及び科を置く。

2 部及び科の分掌事務は、別に定める。

第90条 削除

第91条 前節に定めるもののほか、知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設は、別表第9のとおりである。

第3章の2 本庁及び出先機関以外の機関

第92条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局、総合支局又は地方振興局の部並びに広域振興局等以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

第75条 前節に定めるもののほか、知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設は、別表第10のとおりである。

第4章 本庁及び出先機関以外の機関

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。



名 称	室課等
行政情報センター	<u>広聴広報課</u>
行政情報サブセンター	<u>広域振興局総務部</u> <u>総合支局地域支援部</u> <u>総合支局地域支援部の県民センター</u> <u>地方振興局企画総務部</u>
岩手県パスポートセンター [略]	[略]
[略]	
配偶者暴力相談支援センター	[略] <u>広域振興局保健福祉環境部</u> <u>総合支局保健福祉環境部</u> <u>地方振興局保健福祉環境部</u> [略]
消費生活相談室	<u>広域振興局経営企画部</u>  <u>総合支局地域支援部</u> <u>総合支局地域支援部の県民センター</u> <u>地方振興局企画総務部（盛岡地方振興局企画総務部を除く。）</u>
県民医療相談センター	<u>医療国保課</u>

名 称	室課等
行政情報センター	<u>法務学事課</u>
行政情報サブセンター	<u>広域振興局経営企画部（県南広域振興局経営企画部を除く。）</u> <u>広域振興局経営企画部地域振興センター</u> <u>広域振興局総務部</u> <u>広域振興局総務部総務センター</u>
地域窓口	<u>広域振興局土木部土木センター（県南広域振興局土木部北上土木センター、遠野土木センター及び千厩土木センターに限る。）</u>
行政情報コーナー	<u>岩手県東京事務所総務行政部</u> <u>岩手県大阪事務所</u> <u>岩手県北海道事務所</u> <u>岩手県名古屋事務所</u> <u>岩手県福岡事務所</u>
岩手県パスポートセンター [略]	[略]
[略]	
配偶者暴力相談支援センター	[略] <u>広域振興局保健福祉環境部</u>  <u>広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター</u> [略]
消費生活相談室	<u>広域振興局経営企画部（盛岡広域振興局及び沿岸広域振興局の経営企画部を除く。）</u>  <u>広域振興局経営企画部地域振興センター（県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センターを除く。）</u>
県民医療相談センター	<u>医療推進課</u>

[略]	
家庭児童相談室	[略] 総合支局保健福祉環境部  地方振興局保健福祉環境部
[略]	
農業参入企業相談センター	[略] 広域振興局農林部 総合支局農林部  総合支局農林部の農林センタ ー 地方振興局農政部又は農林部
[略]	
地方集落型経営体支援センター	[略]
けんみん住宅プラザ	建築住宅課
けんみん住宅プラザ・みずさわ	

#### 第4章 附属機関

(附属機関)

第93条 附属機関は、別表第10に掲げるとおりである。

#### 第5章 職及び職務

(職)

第94条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
本 庁	部局長	[略]
	副部長	[略]
出納局	局長	[略]
総合政策部	首席政策監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>政策に</u>

[略]	
家庭児童相談室	[略] 広域振興局保健福祉環境部保 健福祉環境センター
[略]	
農業参入企業相談センター	[略] 広域振興局農政部又は農林部 広域振興局農政部又は農林部 の農林振興センター
[略]	
地方集落型経営体支援センター	[略]

#### 第5章 附属機関

(附属機関)

第77条 附属機関は、別表第11に掲げるとおりである。

#### 第6章 職及び職務

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
本 庁	部局長	[略]
	秘書広報室長	
部局長(秘書 広報室を除く 。)	副部長	[略]
出納局	局長	[略]
	出納指導監	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、出納局の事務を掌理するとともに、出納局長に事故があるとき、又は出納局長が欠けたときは、その職務を代理する。</u>
秘書広報室	首席調査監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>県政の</u>

		関する事務を掌理する。
	<u>政策調査監</u>	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第6条第7項政策調査担当の分掌事務を掌理する。</u>
[略]		
室	[略]	
<u>地域企画室</u>	<u>交通政策参事</u>	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第7条第2項交通担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。</u>
	<u>交通課長</u>	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第7条第2項交通担当の分掌事務を掌理するとともに、交通政策参事に事故があるとき、又は交通政策参事が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。</u>

		調査に関する事務を掌理する。
	<u>調査監</u>	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第6条第4項調査担当の分掌事務を掌理する。</u>
[略]		
室	[略]	
<u>総合防災室</u>	<u>防災危機管理監</u>	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第7条第8項防災危機管理担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。</u>
	<u>防災航空隊長</u>	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>隊の事務を掌理する。</u>
<u>政策推進室</u>	<u>政策監</u>	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第8条第2項政策担当及び評価担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。</u>
	<u>調整監</u>	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第8条第2項調整担当及び分権推進担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。</u>
	<u>評価課長</u>	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第8条第2項評価担当の分掌事務を掌理する。</u>
	<u>分権推進課長</u>	上司の命を受け、部下の

競馬改革推進室	[略]		
総合防災室	防災危機管理監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第13条第7項</u> 防災危機管理担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、別に定めるところにより、その職務を代理する。	
	防災航空隊長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、隊の事務を掌理する。	
課	[略]		
[略]			
広聴広報課	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第6条第5項</u> 報道担当の分掌事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。	
別表第3に掲げる室、課及び所並びに出納局	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、室、課、所又は出納局の事務を掌理するとともに、室長、総括課長、 <u>所長若しくは出納局長</u> に事故があるとき、又は室長、総括課長、 <u>所長若しくは出納局長</u> が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。	
[略]			
広域	局長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、広域振	

			職員を指揮監督し、 <u>第8条第2項</u> 分権推進担当の分掌事務を掌理する。
競馬改革推進室	[略]		
課	[略]		
[略]			
広聴広報課	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第6条第3項</u> 報道担当の分掌事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。	
別表第3に掲げる室、課及び所並びに出納局	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、室、課、所又は出納局の事務を掌理するとともに、室長、総括課長若しくは <u>所長</u> に事故があるとき、又は室長、総括課長若しくは <u>所長</u> が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。	
[略]			
広域	局長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、広域振	

振興局 総合支局及び地方振興局		興局又は地方振興局の事務を掌理する。
	副局長	広域振興局長を補佐し、上司の命を受け、広域振興局の事務を整理し、及び広域振興局の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、広域振興局長に事故があるとき、又は広域振興局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	総合支局長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、総合支局の事務を掌理する。
	部 部長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理するとともに、総合支局及び地方振興局の部長にあつては、総合支局長若しくは局長に事故があるとき、又は総合支局長若しくは局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
企画総務部	[略]	
宮古地方振興局農政部	農林水産調整監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、別表第2の3の表の54の項に掲げる事務又は特に命ぜられた事項を掌理するとともに、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、当

振興局		興局の事務を掌理する。
	部 部長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理するとともに、盛岡広域振興局の部長にあつては、局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の特定事務を処理する。
経営企画部（ <u>県南広域振興局を除く。</u> ）及び地域振興センター	[略]	

		該事務に関し、その職務を代理する。
農政部（盛岡地方振興局及び宮古地方振興局を除く。） 、林務部、 農林部及び水産部	農林水産調整主幹	上司の命を受け、広域振興局農林部若しくは総合支局農林部又は地方振興局農政部、林務部、農林部若しくは水産部の地域の農林水産業を推進する事業の調整に関する事務を整理する。
土木部（大船渡地方振興局に限る。）	建設調整主幹	上司の命を受け、地方振興局土木部の建設事業の調整に関する事務を整理する。
室	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室、課、出張所又は所の事務を掌理する。
課	[略]	
岩手出張所	出張所長	
県民センター、 農林センター、 普及サブセンター、 林務事務所、 土木事務所、 土木センター、 ダム管理事務所及びダム建設事務所	[略]	
岩手出張所及びダム建設事務所	次長	出張所長若しくは所長を補佐し、出張所長若しくは所長に事故があるとき、又は出張所長若しくは所長が欠けたときは、その職務を代理する。
出張所（岩手）	[略]	

室	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室、課、所又は林務出張所の事務を掌理する。
課	[略]	
地域振興センター、 総務センター、 県税センター、 保健福祉環境センター、 農林振興センター、 普及サブセンター、 農村整備センター、 水産振興センター、 土木センター、 ダム管理事務所及びダム建設事務所	[略]	
林務出張所	林務出張所長	
ダム建設事務所	次長	所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
出張所	[略]	

出張所を除く。 。)					
部、林務事務所及び土木事務所	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部等の特定事務を処理する。	広域振興局（盛岡広域振興局を除く。）	副局長	広域振興局長を補佐し、上司の命を受け、広域振興局の事務を整理し、及び広域振興局の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、広域振興局長に事故があるとき、又は広域振興局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
総務部に属する出先機関	東京事務所			所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。
				部長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理するとともに、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
				副部長	部長を補佐し、上司の命を受け、部の事務を整理し、又は部の事務で特に命ぜられた事務を処理するとともに、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、あらかじめ定める順位

環境生活部に属する出先機関	[略]		
[略]			
商工労働観光部に属する出先機関	工業技術集積支援センター	[略]	
[略]			
農林水産	[略]		
	家畜保健衛生所	所長	[略]

			により、その職務を代理する。
消防学校	校長		上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、学校の事務を掌理する。
	科主任		上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、科の事務を処理する。
環境生活部に属する出先機関	[略]		
[略]			
商工労働観光部に属する出先機関	大阪事務所、北海道事務所及び福岡事務所	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。
	所	次長	所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
	工業技術集積支援センター	[略]	
[略]			
農林水産	[略]		
	家畜保健衛生所	所長	[略]
		次長	所長を補佐し、所長に事



産 部 に 属 す る 出 先 機 関			
	家畜保健衛生所（岩手県北家畜保健衛生所を除く。）	次長	所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
		課長	[略]
	[略]		
県 土 整 備 部 に 属 す る 出 先 機 関	[略]		
総 務 部 に 属 す る 出 先 機 関	東京事務所	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。
		部長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理するとともに、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
		副部長	部長を補佐し、上司の命を受け、部の事務を整理し、又は部の事務で特に命ぜられた事務を処理するとともに、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたとき

産 部 に 属 す る 出 先 機 関			故があるとき、又は所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	家畜保健衛生所（岩手県北家畜保健衛生所を除く。）		
		課長	[略]
	[略]		
県 土 整 備 部 に 属 す る 出 先 機 関	[略]		

		は、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
大阪事務所、北海道事務所及び福岡事務所	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。
所	次長	所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
消防学校	校長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、学校の事務を掌理する。
	科主任	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、科の事務を処理する。

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
本 庁	総合政策部並びに室、課及び所並びに出納局	特命参事 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、総合政策部若しくは室、課若しくは所又は出納局の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		特命課長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、総合政策部若しくは室、課若しくは所又は出納局の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、室長、総括課長、所長若しくは出納局長に事故があるとき、又は室長、総括課長、所長若しくは出納局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
		主任主査 上司の命を受け、部下の

--	--	--

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
本 庁	室、課及び所並びに出納局	特命参事 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室、課若しくは所又は出納局の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		特命課長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室、課若しくは所又は出納局の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、室長、総括課長若しくは所長に事故があるとき、又は室長、総括課長若しくは所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	秘書広報室並	主任主査 上司の命を受け、部下の

		職員を指揮監督し、 <u>総合政策部</u> 若しくは室、課若しくは所又は出納局の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	[略]	
<u>総合政策部</u>	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>部</u> の特定事務を処理する。
	[略]	
広域振興局	[略]	
	特命課長	[略]
<u>部、林務事務所及び土木事務所</u>	主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>部等</u> の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	[略]	
支局及び地方振興局	[略]	

	<u>びに室、課及び所並びに出納局</u>	職員を指揮監督し、 <u>秘書広報室</u> 若しくは室、課若しくは所又は出納局の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	[略]	
<u>秘書広報室</u>	室付	上司の命を受け、 <u>秘書広報室</u> の特定事務を処理する。
	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>秘書広報室</u> の特定事務を処理する。
	[略]	
広域振興局	[略]	
	特命課長	[略]
	主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>部</u> の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	[略]	
総務部に属する出先	<u>消防学校</u>	<u>副校長</u> 校長を補佐し、校長に事故があるとき、又は校長が欠けたときは、その職務を代理する。
		<u>主任主査</u> 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>所等</u> の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。

環境生活部に属する出先機関	[略]		
保健福祉部に属する出先機関	保健所	課長補佐	課長を補佐し、課長に事故があるとき、又は課長が欠けたときは、その職務を代理する。
	[略]		
	[略]		
県土整備	[略]		

機関	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の特定事務を処理する。	
	主任	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。	
	所付	上司の命を受け、所等の特定事務を処理する。	
環境生活部に属する出先機関	[略]		
保健福祉部に属する出先機関	看護師養成所	副学院長	学院長を補佐し、学院長に事故があるとき、又は学院長が欠けたときは、その職務を代理する。
	[略]		
	[略]		
県土整備	[略]		

部に属する出先機関	総務部	消防学校 副校長	校長を補佐し、校長に事故があるとき、又は校長が欠けたときは、その職務を代理する。
		主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
		主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の特定事務を処理する。
		主任	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。
		所付	上司の命を受け、所等の特定事務を処理する。

3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
[略]	
参事	上司の命を受け、部局等又は広域振興局等の特定事項についての企画及び立案に参画する。
技術参事	上司の命を受け、部局等又は広域振興局等の技術に関する特定事項についての企画

部に属する出先機関			

3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
[略]	
参事	上司の命を受け、部局等又は広域振興局の特定事項についての企画及び立案に参画する。
技術参事	上司の命を受け、部局等又は広域振興局の技術に関する特定事項についての企画及

	及び立案に参画する。
保健福祉環境技監	上司の命を受け、 <u>広域振興局等</u> の保健福祉及び環境に係る技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。
主幹	上司の命を受け、 <u>総合政策部</u> 若しくは本庁の室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関の重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
技術主幹	上司の命を受け、 <u>総合政策部</u> 若しくは本庁の室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関の技術に関する重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
[略]	
副主幹	上司の命を受け、 <u>総合政策部</u> 若しくは本庁の室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
技術副主幹	上司の命を受け、 <u>総合政策部</u> 若しくは本庁の室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関の技術に関する特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職		職務
行政職	教授、首席児童指導員、首席技術指導員、 <u>首席特別税務調査員</u> 、上席環境衛生指導員、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席精神保健福祉相談員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席生活支援員、上席保育士、上席児童自立支援専門員、上席食品衛生監視員、上席技術指導員、 <u>助教授</u> 、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、 <u>上席特別税務調査員</u> 、 <u>上席通信技師</u> 、 <u>上席消防教官</u> 、主任環境衛生指導員、主任社会福祉主事、障がい者福祉司、児童福祉司、主任相談調査員、主任精神保健福祉相	[略]

	及び立案に参画する。
保健福祉環境技監	上司の命を受け、 <u>広域振興局</u> の保健福祉及び環境に係る技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。
主幹	上司の命を受け、本庁の室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関の重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
技術主幹	上司の命を受け、本庁の室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関の技術に関する重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
[略]	
副主幹	上司の命を受け、本庁の室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
技術副主幹	上司の命を受け、本庁の室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関の技術に関する特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職		職務
行政職	教授、 <u>首席特別税務調査員</u> 、首席児童指導員、首席技術指導員、 <u>助教授</u> 、 <u>上席特別税務調査員</u> 、 <u>上席通信技師</u> 、 <u>上席消防教官</u> 、上席環境衛生指導員、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席精神保健福祉相談員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席生活支援員、上席保育士、上席児童自立支援専門員、上席食品衛生監視員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、 <u>講師</u> 、 <u>主任通信技師</u> 、 <u>主任消防教官</u> 、主任環境衛生指導員、主任社会福祉主事、障がい者福祉司、児童福祉司、	[略]

談員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任生活支援員、主任保育士、主任児童自立支援専門員、主任食品衛生監視員、主任技術指導員、講師、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、建築専門員、建築監視員、主任通信技師、主任消防教官、主任主事、主任技師、主事、技師、栄養指導員、環境衛生指導員、環境衛生監視員、家庭用品衛生監視員、医療社会事業士、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、食品衛生監視員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、労働金庫検査員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、水産資源保護指導吏員、通信技師、消防教官

[略]

5 [略]

第95条 [略]

附 則

1～26 [略]

27 広域振興局総合支局地域支援部においては、別表第2の1の表の規定にかかわらず、当分の間、同表に定めるもののほか、同表12の項、15の項及び19の項に掲げる事務を分掌するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部 等	課 等
盛岡広域振興局	経営企画部	企画推進課
		産業振興課
		総務課
		支出審査課
		入札課
	県税部	
	納税室	管理課
	納税課	

主任相談調査員、主任精神保健福祉相談員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任生活支援員、主任保育士、主任児童自立支援専門員、主任食品衛生監視員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、建築専門員、建築監視員、主任主事、主任技師、主事、技師、通信技師、消防教官、栄養指導員、環境衛生指導員、環境衛生監視員、家庭用品衛生監視員、医療社会事業士、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、食品衛生監視員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、労働金庫検査員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、水産資源保護指導吏員

[略]

5 [略]

第79条 [略]

附 則

1～26 [略]

	課税室	直税課 間税課
	保健福祉環境部	
	保健福祉室	企画管理課 医療介護課 保護課 健康推進課 児童障がい福祉課
		環境衛生課
	農政部	
	農業振興室	農政推進課 農業振興課
	農業改良普及室	
	八幡平農業改良普及室	
	農村整備室	管理用地課 農村計画課 農地整備課 農村環境課
	林務部	林業振興課 森林保全課
	土木部	
	管理用地室	管理課 用地課
	道路河川室	道路整備課 道路環境課 河川砂防課
	建築住宅室	建築指導課 住宅課
	綱取ダム管理事務所	
	築川ダム建設事務所	
	岩手土木センター	管理用地課 工務課
県南広域振興局	経営企画部	企画推進課 産業振興課 観光労働商業課 世界遺産推進課
	総務部	総務課 経理課 支出審査課



		入札課
	花巻総務センター	総務課
		入札課
	一関総務センター	総務課
		入札課
県税部		納税課
		課税課
	花巻県税センター	納税課
		課税課
	一関県税センター	納税課
		課税課
保健福祉環境部		
	保健福祉室	企画管理課
		長寿社会課
		福祉課
		指導監査課
		保健課
		環境衛生課
	花巻保健福祉環境センター	管理福祉課
		保健課
		環境衛生課
	一関保健福祉環境センター	管理福祉課
		保健課
		環境衛生課
農政部		農政調整課
		農業振興課
	農業改良普及室	
	農村整備室	管理用地課
		農村計画課
		農地整備課
		農村環境課
	花巻農林振興センター	農政推進課
		農業振興課
		林業振興課
		森林保全課
	農業改良普及室	
		西和賀普及サブセンター
	遠野農林振興センター	農業振興課
		農村整備課

		林務課
	農業改良普及室	
	一関農林振興センター	農政推進課
		農業振興課
		林業振興課
		森林保全課
	農業改良普及室	
	北上農村整備センター	管理用地課
		農村計画課
		農地整備課
		農村環境課
	一関農村整備センター	管理用地課
		農村計画課
		農地整備課
		農村環境課
林務部		林業振興課
		森林保全課
土木部		調整課
		管理課
		用地課
		道路整備課
		道路河川環境課
		建築指導課
	花巻土木センター	管理課
		用地課
		道路整備課
		治水環境課
		建築指導課
	北上土木センター	管理課
		道路環境課
		治水環境課
		建築指導課
	遠野土木センター	管理用地課
		工務課
		建築指導課
	一関土木センター	管理課
		用地課
		道路整備課
		道路河川環境課

		災害復旧対策課	
		建築指導課	
	千厩土木センター	管理課	
		工務課	
		建築指導課	
沿岸広域振興局	経営企画部	企画推進課	
		産業振興課	
		総務課	
		支出入札課	
	県税室		
	宮古地域振興センター	地域振興課	
		総務課	
		支出入札課	
	県税室	納税課	
		課税課	
	大船渡地域振興センター	地域振興課	
		総務課	
		支出入札課	
	県税室		
	保健福祉環境部	企画管理課	企画管理課
			福祉課
			保健課
			環境衛生課
		宮古保健福祉環境センター	管理課
			福祉課
			保健課
			環境衛生課
		大船渡保健福祉環境センター	管理福祉課
			保健課
			環境衛生課
	農林部	農林調整課	
宮古農林振興センター		農政推進課	
		農業振興課	
農業改良普及室			
		岩泉普及サブセンター	
林務室		林業振興課	
		森林保全課	
		岩泉林務出張所	
大船渡農林振興センター		農業振興課	

		農村整備課	
		林業振興課	
		森林保全課	
	農業改良普及室		
	水産部	水産調整課	
		水産振興課	
		漁港漁村課	
	宮古水産振興センター	水産振興課	
		漁港漁村課	
	大船渡水産振興センター	水産振興課	
		漁港漁村課	
	土木部	調整課	
		管理課	
		用地課	
道路整備課			
河川港湾課			
建築指導課			
宮古土木センター		管理課	
		用地課	
		道路整備課	
		河川港湾課	
		建築指導課	
岩泉土木センター		管理課	
		用地課	
		道路整備課	
		河川港湾課	
		建築指導課	
大船渡土木センター		管理課	
		用地課	
		道路整備課	
		河川港湾課	
		建築指導課	
		津付ダム建設事務所	
県北広域振興局		経営企画部	企画推進課
	産業振興課		
	総務課		
	支出入札課		
	県税室		
	二戸地域振興センター	地域振興課	

		総務課
		支出入札課
	県税室	
保健福祉環境部		企画管理課
		福祉課
		保健課
		環境衛生課
	二戸保健福祉環境センター	管理課
		福祉課
		保健課
		環境衛生課
農政部		農政調整課
		農業振興課
	農業改良普及室	
	農村整備室	農村計画課
		農村建設課
	二戸農林振興センター	農政推進課
		農業振興課
	農業改良普及室	
	農村整備室	管理用地課
		農村計画課
		農村建設課
	林務室	林業振興課
		森林保全課
	林務部	林業振興課
森林保全課		
水産部	水産振興課	
	漁港漁村課	
土木部	管理課	
	用地課	
	道路整備課	
	河川港湾課	
	建築指導課	
	滝ダム管理事務所	
	二戸土木センター	管理課
		用地課
		道路整備課
		道路河川環境課
		建築指導課

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条―第22条関係）

分掌事務	分掌の区分						備考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部	県税部県税センター	
1 広域振興圏域の振興施策の企画及び調整並びに推進に関すること。	○						
2 局内の予算に関すること。	○						
3 局内の人事に関すること。	○		○				県南広域振興局経営企画部を除く。
4 所管区域内の出先機関の統括に関すること。	○						
5 市町村及び関係団体との連絡調整に関すること。	○	○					
6 広聴及び広報に関すること。	○	○					経営企画部にあつては、広域振興圏域の広聴及び広報に関する事務を併せて処理する。
7 県政相談に関すること。	○	○					経営企画部にあつては、広域振興圏域の県政相談に関する事務を併せて処理する。
8 陳情及び県民の要望の処理に関すること。	○						
9 市町村が行う広聴及び広報の連絡に関すること。	○	○					
10 報道機関との連絡に関すること。	○	○					経営企画部にあつては、広域振興圏域の報道機関との連絡に関する事務を併せて処理する。
11 地域振興推進費に関すること。	○						
12 市町村総合補助金に関すること。	○	○					経営企画部にあつては、市町村総合補助金に関する統括に関する事務を併せて処理する。
13 社会貢献活動の促進に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。	○	○					
14 特定非営利活動法人に関すること。	○	○					
15 文化芸術振興に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。	○						
16 生活文化に関すること。	○						
17 国際交流及び国際協力に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。	○						

18	一般旅券発給申請に基づく書類の受付、一般旅券の交付並びに失効旅券の消印及び還付に関する こと。		○						沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センターに限る。
19	コミュニティ対策に関すること。	○	○						経営企画部にあつては、広域振興圏域のコミュニティ対策に関する事務を併せて処理する。
20	青少年の環境浄化に関すること。	○	○						
21	男女共同参画の推進に関すること。	○							
22	犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する こと。	○							
23	交通安全対策に関すること。	○							
24	消費者施策に関すること。	○	○						
25	物価対策に関すること。	○	○						
26	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する 緊急措置に関すること。	○	○						
27	国民生活安定緊急措置に関すること。	○	○						
28	家庭用品品質表示に関すること。	○	○						
29	消費生活用製品安全に関すること。	○	○						
30	産業の振興に関すること（他部等の主管に属する ものを除く。）。	○	○						経営企画部にあつては、広域振興圏域の産業の振興に関する事務を併せて処理する。
31	商工施策に関する情報の収集、分析及び提供並び に当該施策の普及に関すること。	○	○						
32	商工会、商工会議所、中小企業等協同組合その他 商工団体にに関すること。	○	○						
33	中小企業金融に関すること。	○							
34	貸金業に関すること。	○							
35	新産業の創出に関すること。	○							
36	中小企業の経営の支援に関すること。	○							
37	観光の振興及び宣伝に関すること。	○	○						経営企画部にあつては、広域振興圏域の観光の振興及び宣伝に関する事務を併せて処理する。
38	観光施設の整備、維持及び管理に関すること。	○	○						
39	家族旅行村の管理に関すること。	○	○						盛岡広域振興局経営企画部及び沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センターに限る。
40	平泉の文化遺産の活用に関すること。	○							県南広域振興局経営企画部に限る。
41	物産の流通改善及び販路拡大に関すること。	○	○						
42	労働組合及び労働関係の調整に関すること。	○							
43	労働相談に関すること。	○	○						
44	労働教育に関すること。	○							

45 労働福祉に関すること。	○	○					
46 労働関係の調査その他情報収集に関すること。	○	○					
47 地域雇用に関すること。	○	○					
48 地域雇用に係る相談に関すること。	○	○					
49 職業能力開発の促進に関すること。	○						
50 職業訓練法人の指導監督に関すること。	○						
51 農林水産物のマーケティングの企画に関すること。	○						
52 農村漁村滞在型余暇活動の推進に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。	○						
53 海洋に関する施策に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。	○						沿岸広域振興局経営企画部に限る。
54 局内の経理及び物品の管理に関すること。	○	○	○				県南広域振興局経営企画部を除く。
55 情報公開及び個人情報の連絡調整に関すること。	○	○	○	○			
56 局内の行政文書の管理に関すること。	○	○	○	○			
57 宗教法人に関すること。	○	○	○				
58 防災対策に関すること。	○	○	○	○			
59 国民保護の連絡調整に関すること。	○	○	○	○			
60 火薬類の取締り及び高圧ガスの保安に関すること。	○	○	○				1 県南広域振興局経営企画部を除く。 2 沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センターにあつては沿岸広域振興局経営企画部が、県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センターにあつては県北広域振興局経営企画部が分掌する事務を併せて処理する。
61 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関すること。	○	○	○				
62 ガス用品の販売の事業に関すること。	○	○	○				
63 電気工事業の業務の適正化及び電気用品の安全に関すること。	○	○	○				
64 所管区域内の出先機関の厚生福利事業の総括に関すること。	○	○	○				県南広域振興局経営企画部を除く。
65 所管区域内の出先機関の厚生福利事業の実施に関すること。	○	○	○	○			
66 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格（地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。）及び指名並びに入札、随意契約に係る見積書の徴収及び契約に関すること。	○	○	○	○			
67 県営建設工事に関する関係機関との連絡に関すること。	○	○	○	○			
68 建設関連業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格（地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。）及び指名並びに入札、随意契約に係る見積書の徴収及び契約に関すること。	○	○	○	○			



69	所管区域内の出先機関、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第24条に規定する教育事務所、総合教育センター設置条例（昭和41年岩手県条例第18号）に規定する岩手県立総合教育センター、生涯学習推進センター条例（平成8年岩手県条例第18号）に規定する岩手県立生涯学習推進センター、図書館条例（平成17年岩手県条例第67号）に規定する岩手県立図書館、岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）第1条から第3条までに規定する中学校、高等学校及び特別支援学校並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年岩手県条例第25号）に規定する警察署（以下「出先機関等」という。）に係る収入金の収納（地区合同庁舎等を庁舎とする出先機関以外の出先機関等に係る収入金並びに母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の直接収納を除く。）に関すること。	○	○	○	○		
70	出先機関等の収入についての収入報告及び収入決算報告に関すること。	○	○	○			
71	出先機関等の長が発する支出命令に係る支出負担行為の確認（旅費に関するものを除く。）及び支払に関すること。	○	○	○			
72	用品調達基金条例施行規則（昭和39年岩手県規則第17号）の規定による用品の購入及び払出しに関すること。	○	○	○	○		
73	物品の処分に関すること。	○	○	○			
74	出先機関等に係る給与の支給に係る帳票等の経由及び保管等に関すること。	○	○	○			盛岡広域振興局及び県南広域振興局の経営企画部を除く。
75	教育事務所所管の市町村立の小学校等に係る給与の支給に伴う帳票等の経由及び保管等に関すること。	○	○	○			
76	岩手県収入証紙の売渡し、交換、廃棄及び購入代金の還付に関すること。	○	○	○	○		県南広域振興局経営企画部を除く。
77	岩手県収入証紙の売りさばき所の変更及び増設の承認並びに廃止届の受理に関すること。	○	○	○			
78	出先機関等に係る支払についての支出計算証明及び支出決算報告に関すること。	○	○	○			
79	出先機関等の会計検査及び会計事務指導に関すること。	○	○	○			

80 別に定める指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の検査に関すること。	○	○	○				
81 別に定める私人に委託した歳入の徴収若しくは収納又は支出の事務の検査に関すること。	○	○	○				
82 出先機関等に係る歳入歳出外現金の払出しについての歳入歳出外現金等出納報告に関すること。	○	○	○	○			
83 複写機の賃貸借及び保守契約に関すること。	○	○	○				
84 局内他部等の連絡に関すること。	○	○	○	○			
85 局内他部等の主管に属しないこと。	○	○	○	○			
86 県税及び地方法人特別税並びにこれらに附帯する徴収金の賦課徴収及び滞納処分に関すること。	○	○			○	○	県税部が置かれる広域振興局経営企画部を除く。
87 納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること。	○	○			○	○	
88 納税証明に関すること。	○	○			○	○	
89 寄附金の受入れに関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。	○	○			○	○	

備考1 「分掌事務」欄に掲げる事務のうち、「分掌の区分」欄のそれぞれ該当する部又はセンターの欄に○印のあるものを分掌するものとする。

2 この表に掲げるもののほか、広域振興局の経営企画部（県南広域振興局経営企画部を除く。）、経営企画部地域振興センター及び総務部においては、所管区域内に所在する食肉衛生検査所、家畜保健衛生所及び中央農業改良普及センターに係る歳入歳出予算の収入支出事務に関する事務を処理するものとする。

2 広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターの分掌事務（第23条関係）

分掌事務	分掌の区分		備考
	保健福祉環境部	保健福祉環境センター	
1 地域の保健福祉及び環境の施策の推進に関すること（保健所の主管に属するものを除く。）。	○	○	
2 社会福祉統計に関すること。	○	○	
3 社会福祉事業の指導監督に関すること。	○	○	県南広域振興局保健福祉環境部の保健福祉環境センターを除く。
4 社会福祉法人その他の社会福祉事業団体に関すること。	○	○	
5 民生委員に関すること。	○	○	
6 社会福祉協議会に関すること。	○	○	県南広域振興局保健福祉環境部の保健福祉環境センターを除く。
7 災害救助に関すること。	○	○	
8 遺族国債等の担保貸付け又は買上げに関すること。	○		
9 ひとにやさしいまちづくりの推進に関すること（土木部の主管に属するものを除く。）。	○	○	

10	生活保護に関すること。	○	○	沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター及び県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センターに限る。
11	老人の福祉に関すること。	○	○	
12	介護保険に関すること（保健所の主管に属するものを除く。）。	○	○	県南広域振興局保健福祉環境部の保健福祉環境センターを除く。
13	知的障害者の福祉に関すること。	○	○	
14	精神障害者の福祉に関すること。	○	○	
15	心身障害者扶養共済制度に関すること。	○		
16	身体障害者の福祉に関すること。	○	○	
17	児童の福祉に関すること。	○	○	
18	児童委員に関すること。	○	○	
19	婦人の保護更生に関すること。	○	○	
20	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。	○	○	
21	母子、寡婦及び父子の福祉に関すること。	○	○	
22	子育て支援体制の整備に関すること。	○	○	
23	児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。	○		
24	地球温暖化対策に関すること。	○	○	
25	採石業及び砂利採取業（河川において砂利の採取を行うものを除く。）の指導監督に関すること。	○		
26	公害の防止に関すること。	○	○	
27	化学物質対策に関すること。	○	○	
28	大規模開発行為の届出に関すること。	○	○	
29	下水道、廃棄物の処理及び清掃に関すること。	○	○	
30	使用済自動車の再資源化等に関すること。	○	○	
31	鳥獣の保護及び狩猟に関すること。	○	○	
32	希少野生動植物の保護に関すること。	○	○	
33	自然環境保全地域及び環境緑地保全地域の保全に関すること。	○	○	
34	国定公園の保護に関すること。	○	○	
35	県立自然公園の保護に関すること。	○	○	
36	早池峰地域保全対策の推進に関すること。	○		県南広域振興局保健福祉環境部に限る。
37	温泉に関すること。	○	○	
38	食育の推進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。	○		
39	飲食物品の品質表示の適正化に関すること。	○	○	
40	動物の愛護及び管理に関すること。	○	○	
41	保健所との連絡調整に関すること。	○	○	
42	その他保健福祉及び環境に関すること（保健所の主管に属するものを除く。）。	○	○	

備考 「分掌事務」欄に掲げる事務のうち、「分掌の区分」欄のそれぞれ該当する部又はセンターの欄に○印のあるものを分掌するもの

とする。

3 広域振興局農政部、農政部農林振興センター、農政部農村整備センター、林務部、農林部、農林部農林振興センター、水産部及び水産部水産振興センターの分掌事務（第24条―第27条関係）

分掌事務	分掌の区分							備考
	農政部	農政部農林振興センター	農政部農村整備センター	林務部	農林部	農林部農林振興センター	水産部水産振興センター	
1 広域振興圏域の農業施策の企画及び調整に関すること。	○				○			
2 地域の農業施策の推進に関すること。	○	○	○		○	○		
3 農作物生産、養蚕及び畜産の奨励に関すること。	○	○			○	○		
4 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人の指導監督に関すること。	○	○			○	○		
5 農業金融に関すること。	○	○			○	○		
6 農業倉庫に関すること。	○	○			○	○		
7 農産物の流通及び消費宣伝に関すること。	○	○			○	○		
8 卸売市場に関すること。	○				○			
9 家畜市場及び家畜商に関すること。	○				○			
10 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関すること（保健福祉環境部の主管に属するものを除く。）。	○	○		○	○	○		
11 農産物の加工の振興に関すること。	○	○			○	○		
12 農産物の流通の改善及び価格安定対策に関すること。	○				○			
13 中山間地域の農業の活性化の推進に関すること。	○	○			○	○		
14 農業経営基盤の強化の推進に関すること。	○	○			○	○		
15 経営構造対策事業の推進に関すること。	○	○			○	○		
16 山村振興等対策事業の推進に関すること。	○	○			○	○		
17 農業振興地域の整備の推進に関すること。	○				○			
18 農地等の権利移動及び転用の制限その他農地関係の調整に関すること。	○				○			
19 農業委員会の指導監督に関すること。	○				○			
20 遊休農地対策に関すること。	○				○			

21 国有農地等及び開拓財産の管理及び処分に関する こと。	○				○															
22 農山漁村滞在型余暇活動の推進に関する こと。	○	○			○	○														
23 肥料の取締りに関すること。	○				○															
24 農業担い手の育成及び確保に関する こと。	○	○			○	○														
25 農業生産組織の育成に関する こと。	○	○			○	○														
26 農業団地の育成に関する こと。	○	○			○	○														
27 農業就業構造の改善の推進に関する こと。	○	○			○	○														
28 土地改良区その他土地改良事業団体の 指導監督に関する こと。	○	○	○		○	○														
29 県営土地改良事業の調査、計画及び 実施に関する こと。	○	○	○		○	○														
30 団体営土地改良事業、国営土地改良 事業等の推進に 関すること。	○	○	○		○	○														
31 農業基盤整備資金に関する こと。	○	○	○		○	○														
32 土地改良事業の償還対策に関する こと。	○	○	○		○	○														
33 小規模農業農村整備事業に関する こと。	○	○	○		○	○														
34 土地改良事業の換地に関する こと。	○	○	○		○	○														
35 農業農村整備事業の執行に伴う土 地等の取得及び補 償に関する こと。	○	○	○		○	○														
36 農村環境整備の推進に関する こと（土木部の主管に 属するものを除く。）。	○	○	○		○	○														
37 農地及び農業用施設の災害復旧事 業に関する こと。	○	○	○		○	○														
38 農地の保全に関する こと。	○	○	○		○	○														
39 土地改良財産の管理及び処分に関 する こと。	○	○	○		○	○														
40 防衛施設周辺の生活環境等の障害 防止の事業に関 すること。	○																			
41 農業生産総合対策の推進に関する こと。	○	○			○	○														
42 農業機械関係事業の推進に関する こと。	○	○			○	○														
43 水田農業の構造改革に関する こと。	○	○			○	○														
44 市町村酪農及び肉用牛生産近代化 計画の認定及び変 更の認定に関する こと。	○				○															
45 畜産団地の育成に関する こと。	○	○			○	○														
46 北上山系地域及び奥羽山系地域の 広域農業開発事 業に関する こと。	○	○			○	○														
47 草地の維持管理の指導監督に関 する こと。	○	○			○	○														
48 草地の造成及び改良に関する こと。	○	○			○	○														
49 飼料に関する こと（家畜保健衛生所の主管に属 するものを除く。）。	○	○			○	○														
50 畜産経営環境保全に関する こと。	○	○			○	○														

県南広域振興局農政部花巻農林振興センター及び一関農林振興センターを除く。

盛岡広域振興局農政部に限る。



83	漁業関係法令の励行に関する事。									○	○	
84	漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会の指導監督に関する事。	○	○							○	○	県北広域振興局農政部及び農政部二戸農林振興センターを除く。
85	水産金融に関する事。									○	○	
86	水産物の流通の振興に関する事。									○	○	
87	水産物の消費及び宣伝に関する事。									○	○	
88	水産業改良普及に関する事。									○	○	
89	漁業担い手の確保及び育成に関する事。									○	○	
90	漁業共済に関する事。									○	○	
91	水産加工の振興に関する事。									○	○	
92	沿岸漁業の構造改善に関する事。									○	○	
93	漁場環境の保全及び漁業系廃棄物に関する事（保健福祉環境部の主管に属するものを除く。）。									○	○	
94	水産資源の保護及びつくり育てる漁業の推進に関する事。									○	○	
95	内水面漁業の振興に関する事。	○	○							○	○	県北広域振興局農政部及び農政部二戸農林振興センターを除く。
96	漁業の許可及び指導に関する事。									○	○	
97	漁業調整に関する事。									○	○	
98	漁船に関する事。									○	○	
99	漁業権に関する事。									○	○	
100	遊漁及び海面利用の調整に関する事。									○	○	
101	水産基盤の整備に関する事。									○	○	
102	漁港及び海岸（漁港区域に係るものに限る。）の管理に関する事。									○	○	
103	種市漁港海岸休養施設の管理に関する事。									○		県北広域振興局水産部に限る。
104	漁港区域内における公有水面の埋立てに関する事。									○	○	
105	漁港漁場整備事業及び漁港海岸事業の執行に伴う土地等の取得及び補償に関する事。									○	○	
106	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地の先行取得に関する事（土木部の主管に属するものを除く。）。									○	○	
107	市町村が行う補助工事の指導監督に関する事（土木部の主管に属するものを除く。）。									○	○	
108	建設事業の執行に伴う土地等の取得及び補償に関する事。	○	○	○	○	○	○					
109	その他農林水産業の振興に関する事。	○	○	○	○	○	○	○	○			

備考 「分掌事務」欄に掲げる事務のうち、「分掌の区分」欄のそれぞれ該当する部又はセンターの欄に○印のあるものを分掌するもの

とする。

4 広域振興局土木部及び土木部土木センターの分掌事務（第28条関係）

分掌事務	分掌の区分		備考
	土木部	土木部 土木センター	
1 広域振興圏域の土木及び住宅施策の企画及び調整に関する事	○		
2 地域の土木及び住宅施策の推進に関する事	○	○	盛岡広域振興局土木部岩手土木センターにあつては、地域の住宅施策の推進を除く。
3 道路、河川、港湾、海岸（他部等の主管に属するものを除く。以下5の項において同じ。）、県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の建設工事並びに都市計画、下水道、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止及び土砂災害警戒区域等の土砂災害防止に係る建設工事に関する事	○	○	県南広域振興局土木部の花巻土木センターにあつては北上土木センターが、一関土木センターにあつては千厩土木センターが分掌する道路の建設工事に関する事務を併せて処理する。
4 建設工事の検査に関する事	○	○	県南広域振興局土木部北上土木センター、遠野土木センター及び千厩土木センターを除く。
5 道路、都市公園、河川、港湾、海岸、県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の管理並びに砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止のために必要な管理に関する事	○	○	
6 公有地の拡大の推進に関する事（土木部の主管に属するものに限る。）	○		
7 国土交通省所管国有財産の管理及び処分に関する事	○	○	
8 土木事業の執行に伴う土地等の取得及び補償に関する事	○	○	県南広域振興局土木部の花巻土木センター
9 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地の先行取得に関する事（水産部の主管に属するものを除く。）	○	○	にあつては北上土木センターが、一関土木センターにあつては千厩土木センターが分掌する事務を併せて処理する。
10 市町村が行う補助工事の指導監督に関する事（水産部の主管に属するものを除く。）	○	○	県南広域振興局土木部一関土木センターにあつては、千厩土木センターが分掌する事務を併せて処理する。
11 建設業者の許可及び指導監督並びに経営事項の審査に関する事	○	○	県南広域振興局土木部の花巻土木センター
12 浄化槽工事業者の登録及び指導監督並びに特例浄化槽工事業者の届出に関する事	○	○	にあつては遠野土木センターが、一関土木センターにあつては千厩土木センターが分掌する事務を併せて処理する。
13 建設工事統計に関する事	○	○	
14 建設工事に係る資材の再資源化等の促進に関する事	○	○	
15 砂利採取業（河川において砂利の採取を行うものに限る。）の指導監督に関する事	○	○	
16 公有水面（漁港区域内に係るものを除く。）の埋立てに関する事	○	○	



17	水防に関すること。	○	○	
18	都市計画及び都市計画事業の指導監督に関すること。	○	○	
19	都市計画制限に関すること。	○	○	
20	駐車場に関すること。	○	○	
21	市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等の制限に関すること。	○	○	
22	新住宅市街地開発事業により造成された造成宅地等に関する権利の処分の制限に関すること。	○	○	
23	景観形成に関すること。	○	○	
24	屋外広告物の取締りに関すること。	○	○	
25	汚水処理の企画及び調整並びに推進に関すること。	○	○	県南広域振興局土木部一関土木センターに
26	市町村の公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽の整備に関すること。	○	○	あつては、千厩土木センターが分掌する事務を併せて処理する。
27	県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の建設工事に係る設計及び積算に関すること。	○		盛岡広域振興局土木部に限る。
28	市町村の公営住宅等の用途廃止に係る審査に関すること。	○	○	盛岡広域振興局土木部岩手土木センターを
29	独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅の工事の審査に関すること。	○	○	除く。
30	建築士事務所の登録及び指導監督に関すること。	○	○	
31	宅地建物取引業者の免許及び指導監督に関すること。	○	○	
32	高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等に関すること。	○	○	
33	被災建築物の応急危険度判定に関すること。	○	○	
34	公共的施設のひとにやさしいまちづくりの推進に関すること。	○	○	
35	宅地造成の許可及び指導監督に関すること。	○	○	
36	長期優良住宅建築等計画の認定等に関すること。	○	○	
37	事業計画のある道路の指定及び道路の位置の指定に関すること。	○	○	
38	住宅瑕疵担保履行に係る届出等に関すること。	○	○	
39	港湾統計に関すること。	○	○	
40	岩手県収入証紙の受渡し、交換、廃棄及び購入代金の還付に関すること。		○	県南広域振興局土木部北上土木センター、遠野土木センター及び千厩土木センターに限る。
41	情報公開及び個人情報の連絡調整に関すること（総務部総務センターの主管に属するものを除く。）。		○	

備考 「分掌事務」欄に掲げる事務のうち、「分掌の区分」欄のそれぞれ該当する部又はセンターの欄に○印のあるものを分掌するものとする。

改正前			改正後		
別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第94条関係）			別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）		
部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長	部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
総合政策部	政策推進課	調整課長 管理課長 政策課長	秘書広報室	秘書課	管理課長

		評価課長
	調査統計課	統計担当課長
	広聴広報課	情報公開課長
	国体推進課	施設担当課長
地域振興部	地域企画室	企画課長 管理課長 権限移譲担当課長 振興局再編担当課長
	市町村課	行政・市町村合併担当課長 財政担当課長
	[略]	
	IT推進課	行政情報化課長
	地域振興支援室	県北沿岸振興課長 定住交流担当課長
環境生活部	[略]	
	県民くらしの安全課	食の安全安心課長 生活衛生担当課長 県民生活安全・消費生活課長
	[略]	
保健福祉部	保健福祉企画室	企画課長 管理課長
	医療国保課	医療担当課長 地域医療推進担当課長 国保担当課長
	保健衛生課	健康予防担当課長 感染症薬務担当課長
	[略]	
商工労働観光部	[略]	
	産業経済交流	食産業担当課長 海外マーケット

総務部	総務室	管理課長 入札課長
	人事課	給与人事担当課長 組織行革担当課長
	予算調製課	調査担当課長 予算担当課長
	法務学事課	私学・情報公開課長 行政情報化推進課長
	税務課	税務担当課長 滞納整理担当課長
	管財課	管理担当課長 設備担当課長
	総合防災室	防災消防課長 防災航空担当課長
	総務事務センター	職員福祉担当課長
政策地域部	政策推進室	管理課長
	市町村課	行政担当課長 財政担当課長
	調査統計課	統計担当課長
	[略]	
	国体推進課	施設課長
	地域振興室	県北沿岸・定住交流課長 交通課長 地域情報化担当課長
環境生活部	[略]	
	県民くらしの安全課	食の安全安心課長 生活衛生担当課長 県民生活安全課長 消費生活課長
	[略]	
保健福祉部	保健福祉企画室	企画課長 管理課長 新型インフルエンザ対策課長
	医療推進課	医療担当課長 地域医療推進担当課長 感染症担当課長
	健康国保課	健康予防担当課長 薬務担当課長 国保担当課長
	[略]	
商工労働観光部	[略]	
	産業経済交流	地域産業担当課長 食産業担当

	課	ト担当課長
	[略]	
農林水産部	[略]	
	森林保全課	保全・治山担当課長 県有林担当課長
	[略]	
県土整備部	[略]	
	道路建設課	計画調査担当課長 整備担当課長 農林道課長
	[略]	
総務部	総務室	管理課長 法務私学課長 入札課長
	人事課	給与人事担当課長 組織行革担当課長
	予算調製課	調査担当課長 予算担当課長
	税務課	税務担当課長 滞納整理担当課長
	管財課	管理担当課長 設備担当課長
	総合防災室	防災消防課長 防災航空担当課長
	総務事務センター	職員福祉担当課長
出納局	[略]	

	課	課長 海外マーケット担当課長
	[略]	
農林水産部	[略]	
	森林保全課	保全・治山林道担当課長 県有林担当課長
	[略]	
県土整備部	[略]	
	道路建設課	計画調査担当課長 整備担当課長
	[略]	
出納局	[略]	

別表第4 総務部に属する出先機関の部及び科（第31条関係）

出先機関	部	科
岩手県東京事務所	総務行政部	
	企業立地観光部	
岩手県消防学校		教育科

別表第3の2 環境生活部に属する出先機関の課（第40条関係）

[略]

別表第4 保健福祉部に属する出先機関の事務局、部、課及び科（第55条関係）

出先機関	事務局及び部	課	科
[略]			
岩手県花巻保健所 岩手県北上保健所	[略]		
岩手県奥州保健		管理課	

別表第5 環境生活部に属する出先機関の課（第35条関係）

[略]

別表第6 保健福祉部に属する出先機関の事務局、部、課及び科（第46条関係）

出先機関	事務局及び部	課	科
[略]			
岩手県中部保健所	[略]		
岩手県奥州保健		企画管理課	

所		[略]	
		環境課	
		保健衛生課	
岩手県一関保健所		[略]	
		衛生環境課	
岩手県大船渡保健所		企画環境課	
		福祉課	
		保健衛生課	
岩手県釜石保健所		[略]	
		保健衛生課	
岩手県宮古保健所		環境課	
岩手県久慈保健所			
岩手県二戸保健所		企画管理課	
		[略]	
		衛生環境課	
[略]			

別表第5 商工労働観光部に属する出先機関の事務局、部及び科（第62条関係）

[略]

別表第6 農林水産部に属する出先機関の事務局、部、課、室、研究室及び科（第78条関係）

出先機関	事務局及び部	課、室及び研究室	科
[略]			
岩手県農業大学校	[略]		
	教育部		農産園芸学科 畜産学科 花き学科 研

所		[略]	
		保健課	
		環境衛生課	
岩手県一関保健所		[略]	
	岩手県大船渡保健所	環境衛生課	
岩手県釜石保健所		[略]	
		保健課	
岩手県宮古保健所		環境衛生課	
岩手県久慈保健所		管理課	
		福祉課	
		保健課	
		環境衛生課	
岩手県久慈保健所		企画管理課	
		福祉課	
		保健課	
		環境衛生課	
岩手県二戸保健所		管理課	
		[略]	
		環境衛生課	
[略]			

別表第7 商工労働観光部に属する出先機関の事務局、部及び科（第55条関係）

[略]

別表第8 農林水産部に属する出先機関の事務局、部、課、室、研究室及び科（第71条関係）

出先機関	事務局及び部	課、室及び研究室	科
[略]			
岩手県農業大学校	[略]		
	教育部		農産園芸学科 畜産学科 研究科 研修

		究科
--	--	----

別表第7 県土整備部に属する出先機関の課 (第81条関係)

[略]

別表第8 総務部に属する出先機関の部及び科 (第89条関係)

出先機関	部	科
岩手県東京事務所	総務行政部	
	企業立地観光部	
岩手県消防学校		教育科

別表第9 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設 (第91条関係)

名称	位置
県民活動交流センター	[略]
[略]	
岩手県営内丸駐車場	[略]
岩手県公会堂	盛岡市
岩手県立総合防災センター	紫波郡矢巾町
岩手県民会館	[略]
岩手県営体育館	[略]
[略]	

別表第10 附属機関 (第93条関係)

法律又はこれに基づく政令によるもの

名称	所掌事務

		科
--	--	---

別表第9 県土整備部に属する出先機関の課 (第74条関係)

[略]

別表第10 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設 (第75条関係)

名称	位置
岩手県公会堂	盛岡市
岩手県立総合防災センター	紫波郡矢巾町
県民活動交流センター	[略]
[略]	
岩手県営内丸駐車場	[略]
岩手県民会館	[略]
岩手県立柳之御所史跡公園	西磐井郡平泉町
岩手県営体育館	[略]
[略]	

別表第11 附属機関 (第77条関係)

法律又はこれに基づく政令によるもの

名称	所掌事務
岩手県地方独立行政法人評価委員会	地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第11条第2項の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に關することその他同法又は地方独立行政法人法施行条例 (平成16年岩手県条例第50号) の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
岩手県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成18年法律第49号) 第50条第1項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成18年法律第50号) 第138条第1項の規定によりその権限に属させられた事項の処理に

岩手県固定資産評価 審議会	[略]
[略]	
岩手県准看護師試験 委員	[略]
岩手県国民健康保険 審査会	[略]
岩手県後期高齢者医 療審査会	[略]

	関すること。
岩手県私立学校審議 会	私立学校法（昭和24年法律第270号）第9条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関すること。
岩手県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進等に関すること。
岩手県石油コンビナ ート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第27条第3項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進等に関すること。
岩手県国民保護協議 会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議等に関すること。
岩手県固定資産評価 審議会	[略]
[略]	
岩手県准看護師試験 委員	[略]
感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第3項の規定による入院の勧告及び入院の期間の延長に関する必要な事項の審議等に関すること。
岩手県麻薬中毒審査 会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の8第4項（同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による措置入院者の入院の継続等の理由及び入院期間等の審査に関すること。
岩手県国民健康保険 審査会	[略]
岩手県後期高齢者医 療審査会	[略]

感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第1項の規定による入院の勧告及び入院の期間の延長に関する必要な事項の審議に関すること。
岩手県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の8第4項（同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による措置入院者の入院の継続等の理由及び入院期間等の審査に関すること。
岩手県介護保険審査会	[略]
[略]	[略]
岩手県開発審査会	都市計画法第34条第10号の規定による市街化調整区域に係る開発行為に関する審議及び同法第50条第1項の規定による審査請求に対する裁決に関すること。
[略]	[略]
岩手県地方港湾審査会	[略]
岩手県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条第1項の規定並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第138条第1項の規定によりその権限に属せられた事項の処理に関すること。
岩手県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）第9条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関すること。
岩手県地方独立行政法人評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関することその他同法又は地方独立行政法人

岩手県介護保険審査会	[略]
[略]	[略]
岩手県開発審査会	都市計画法第34条第14号の規定による市街化調整区域に係る開発行為に関する審議及び同法第50条第1項の規定による審査請求に対する裁決に関すること。
[略]	[略]
岩手県地方港湾審議会	[略]

	法施行条例（平成16年岩手県条例第50号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
岩手県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進等に関すること。
岩手県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第27条第3項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進等に関すること。
岩手県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議等に関すること。

条例によるもの

名称	所掌事務

--	--

条例によるもの

名称	所掌事務
岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会	岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例（平成15年岩手県条例第36号）第2条の規定により、県営建設工事の入札及び契約に関する制度の運用状況及び改善、苦情並びに談合等不正行為について調査審議すること。
岩手県特別職報酬等審議会	岩手県特別職報酬等審議会条例（昭和39年岩手県条例第63号）第1条の規定により、議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について審議すること。
岩手県情報公開審査会	情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第23条の規定により、実施機関が行う行政文書の開示をする旨又は行政文書の開示をしない旨の決定についての不服申立てについて調査審議し、及び同条例の実施に関し実施機関に意見を述べること。
岩手県個人情報保護審査会	個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第51条の規定により、実施機関が行う個人情報の開示、訂正若しくは利用停止する旨又は個人情報の開示、訂正若しくは利用停止しない旨の決定についての不服申立てについて調査審議すること。



岩手県総合計画審議会	[略]
岩手県政策評価委員会	[略]
岩手県情報公開審査会	<u>情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第23条の規定により、実施機関が行う行政文書の開示をする旨又は行政文書の開示をしない旨の決定についての不服申立てについて調査審議し、及び同条例の実施に関し実施機関に意見を述べること。</u>
岩手県個人情報保護審査会	<u>個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第51条の規定により、実施機関が行う個人情報の開示、訂正若しくは利用停</u>

岩手県個人情報保護審議会	<u>個人情報保護条例第65条の規定により、個人情報の本人以外からの収集等に関し調査審議し、及び同条例の実施に関し実施機関に意見を述べること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9第2項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項及び県における同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議すること。</u>
岩手県財産評価審議会	<u>岩手県財産評価審議会条例（昭和39年岩手県条例第20号）第1条の規定により、公有財産を取得し、譲渡し、交換し、又は出資の目的とする場合において、当該公有財産の評価について審議すること。</u>
公務災害補償等認定委員会	<u>県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年岩手県条例第35号）第3条第3項の規定により、災害が公務上のものであるかどうかについて実施機関に意見を述べること。</u>
公務災害補償等審査会	<u>県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条第2項の規定により、実施機関が行う公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての不服申立てについて審査すること。</u>
岩手県総合計画審議会	[略]
岩手県政策評価委員会	[略]

	止する旨又は個人情報の開示、訂正若しくは利用停止しない旨の決定についての不服申立てについて調査審議すること。
岩手県個人情報保護審議会	個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第65条の規定により、個人情報の本人以外からの収集等に関し調査審議し、及び同条例の実施に関し実施機関に意見を述べること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9第2項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項及び県における同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議すること。
岩手県社会貢献活動支援審議会	[略]
[略]	
岩手県景観形成審議会	[略]
岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会	岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例（平成15年岩手県条例第36号）第2条の規定により、県営建設工事の入札及び契約に関する制度の運用状況及び改善、苦情並びに談合等不正行為について調査審議すること。
岩手県特別職報酬等審議会	岩手県特別職報酬等審議会条例（昭和39年岩手県条例第63号）第1条の規定により、議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について審議すること。
公務災害補償等認定委員会	県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年岩手県条例第35号）第3条第3項の規定により、災害が公務上のものであるかどうかについて実施機関に意見を述べること。
公務災害補償等審査会	県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条第2項の規定により、実施機関が行う公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての不服申立てについて

岩手県社会貢献活動支援審議会	[略]
[略]	
岩手県景観形成審議会	[略]

	<u>審査すること。</u>		
岩手県財産評価審議会	岩手県財産評価審議会条例（昭和39年岩手県条例第20号）第1条の規定により、公有財産を取得し、譲渡し、交換し、又は出資の目的とする場合において、当該公有財産の評価について審議すること。		
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 岩手県官報報告規則（昭和32年岩手県規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>（官報報告主任）</p> <p>第2条 <u>総務部総務室</u>に官報報告主任を置き、<u>法務私学課長</u>をもって充てる。</p> <p>様式第11号 官報報告簿（第5条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td><u>法務私学課長</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	<u>法務私学課長</u>	[略]	[略]		[略]		<p>（官報報告主任）</p> <p>第2条 <u>総務部法務学事課</u>に官報報告主任を置き、<u>法務学事課総括課長</u>をもって充てる。</p> <p>様式第11号 官報報告簿（第5条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td><u>法務学事課総括課長</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	<u>法務学事課総括課長</u>	[略]	[略]		[略]	
<u>法務私学課長</u>	[略]												
[略]													
[略]													
<u>法務学事課総括課長</u>	[略]												
[略]													
[略]													
備考 改正部分は、下線の部分である。													

- 前項の規定による改正前の岩手県官報報告規則に規定する様式第11号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。